ISSN 0911-6060

国民と森林

1991年・春季
第 36 号

国民森林会議

開発に共存の理念を

森とむらの会高木文雄会長に聞く

たかぎ・ふみお　一九一九年東京生まれ。元大蔵事務次官、元国鉄総裁。現在弁護士。横浜みなとみらい二一、横浜高速鉄道、横浜国際平和会議場各社長。森とむらの会会長。

――ゴルフ場が問題になっていますが。

高木　日本では多くのことが、中央官庁の指導・監督によってすすめられている。それが細部にまで及び過ぎて硬直化している。だが反面、どこのお役所のフィールドかはっきりしないため野放しで目に余ることも少なくない。

その例が地価の暴騰だ。行政が機能していないから、不動産取引が地上げ屋に支配されて、公明正大に行われていない。不動産業にもある種の規範が必要だろう。

ゴルフ場問題も同様だ。「ゴルフ場はいかにあるべきか」という基本理念があって、それをベースに一定のルールですすめられなければならない。ところが役所の許認可はハードの面だけで、水害がおきる恐れのあるときは河川局や林野庁が担当するが、造る時以外に運営にもルールがなければならない。それが確立していない。だから、デベロッパーは商売本位で、豪華な施設・建物を造り、会員権を何千万円にもつりあげたりする。村も税金など入るし、労働需要も起き道路も良くなったりするので誘致に熱心で近頃のように、農薬騒ぎや自然破壊を招いている。

――ゴルフ場の建設反対のお立場ですか。

高木　いや。ゴルフは本来健全なスポーツだし、需要も多いから、適当な場所にいいものができれば問題はない。いいゴルフ場で地元に恩恵が与えられればどんどんやればいいが、そのための基準ができていなくて、一部の開発業者やゴルフ場経営者に利益が集中することが面白くない――といっているのだ。一定のルールのもとで造るべし、デラックスなものを造る必要はない。カントリー・クラブというのだからそれにふさわしいものにすれば良い。クラブハウスは木造で丸太小屋の上等なものがいいのだ。

最近林野庁は、周辺の森林を残すよう基準をつくったが、そこまでしかいえない。「近在市町村にメリットが及ぶように造れ」とか「都会の人がプレーするだけでなく、地元のレクリエーションセンター用にも使え」など注文してもいいのではないか。ゴルフ場側でも最近は、地元の子供に開放するなど、地域と親しむ工夫をしている例も見受けられるが、これは批判がおきて仕方なしに始めたことで、初めから週一日は子供の遊び場にすることを前提に造ったらどうか。

本来はゴルフ場はどうあるべきか、日本のように集落に近いところに造るのだから、そうした基本理念をしっかりする必要がある。そのためには、いいことではないが、お役所が口を出さなければならない。法律でなくて通産省・国土庁・環境庁・林野庁が一緒になって条例モデルをつくって県市町村に示すことにしたらどうか。

――林業との関連も問われますが。

高木　木を植え育てて伐採し運び出して販売するという「産業」としての側面から長年とらえられてきた。森林を文化的価値として見る新しい時代をつくるため「森とむらの会」を結成したが、一〇年後のいまは、可成りの

人がそうした目で森林を見るようになった。林野庁もその角度で行政をすすめるように変わっているのを喜んでいる。

――リゾート誘致については――

高木　近頃地元がリゾート開発で活性化しようと熱心だが、この場合もゴルフ場と同じくお役所の理念・ルールが乏しいところに疑念をもっている。リゾートによる乱開発が美しい国土を荒らさないか気掛かりだ。都市の地価の値上がりが、都市のデベロッパーの「儲かればいい」という考えから引き起こされたので、苦々しく思っていることははじめに述べた。それと同じことが、リゾート開発にもち込まれるに違いないと心配している。

といって、自然保護運動の一部の人が言うように「自然には一切手をつけない方がいい」とは思わない。最大限自然を破壊しないように気を使いながら、今まで以上に虫が集まり、鳥が鳴くように自然を育てていくことが大切だろう。

――国有林制度については

高木　林野庁は独立採算性に縛られ木を伐ってきたのだろうが、木材だけを対象にするのではなく、政府全体の理解を得て一般会計から手助けしてもらって、勇敢に頑張ってほしい。膨大な自然が残ったのは国有だったお蔭だ。灯台守りと同じように、山奥で山を守ってきた人達に敬意を表したい。ただ、今後も国有森林の管理は役人がやるとしても、現場の作業は公務員の給与体系にはなじまない。能率給が働く給与システムにした方がいい。また山の人は自然を愛し、動植物にも詳しい。その知恵や森林を扱う技能を生かすような新しい仕事をやってほしい。国有林の全職員が森林インストラクターに衣替えしてほしい。

目　次

季刊　国民と森林

No.36　1991年春季号

■巻頭インタビュー
開発に共存の理念を
森とむらの会高木文雄会長に聞く
■提言中間報告　森林利用と自然保護 …… 2
森林レクリエーションと自然保護
■緑の団体協議会・懇談会 …… 7
ゴルフ場のあり方を探る
■水を歩く＜9＞ …… 9
雑々用水道　松澤　譲
■森と木のある生活［17］ …… 13
森で生産される果物　市川健夫
■研究会・日本の川を考える …… 18
近世の河川改修と現代の河川改修　大熊　孝
■定点調査メモ　―4―　…… 22
上野村＜志賀和人＞・海山町＜佐野稔＞
■切り抜き森林・林政ジャーナル　12―2月…… 24
■国民森林会議第9回総合議案 …… 26
経過の報告／当面の活動方針／決算／予算／規約改正
■会員のぺいじ …… 33
◇会員の出した本・熊野草紙／人・社会・地球
◇会員の消息・八千草薫／岩崎輝雄
◇会員紹介・竹内静子／友永剛太郎／萩野敏雄／半谷高久／東山魁夷／船越昭治
■編集後記 …… 34

表紙の言葉

青　響　東山魁夷

（1960年：133.0cm×212.0cm）

深い谷をへだてて
山の斜面を蔽(おお)う樹々を眺める。
その一つ一つの樹形と、
重なり合う青葉。
私が表したいと思ったのは
滝の響きではなく、青葉の響きである。

東京国立近代美術館蔵

目次題字　隅谷三喜男／カット　森前しげを

提言中間報告

森林利用と自然保護（その2）

二、森林レクリエーションと自然保護

一、森林レクリエーション利用の意義と問題点

森林レクリエーション利用といっても、広くとればいろいろな形があるし、わが国でも長い歴史があるといっていい。修験道や参篭は宗教的な行事でレクリエーションとはいえないかもしれないが、登山とかハイキング、山村の別荘生活、林間学校などは、明治この方の西欧文化の受容にともなってだんだんと発展してきた。一〇年前ぐらいからは森林浴が流行するようになったし、一九八五年にわれわれが提案し実現をみている「教育森林」は、子供たちの教育のための事業であるが、一面からみればレクリエーションのための森林利用とみることもできる。

これにたいしてここ数年、ブーム状況をひき起こしてきたのは、いわゆるリゾートの開発である。わが国も急速に「豊かな社会」を実現し、国民の間でもこれまでの「働き蜂」の生活から脱却して、ゆとりと余暇のある生活を求める声が強まっているし、高齢化の進展とともに、心身の健康の保持にたいする関心も高まっているから、然るべきリゾートが求められるようになるのは当然のことである。そして、山村と森林は、海岸とならんでリゾート地に最も適した条件をもっているから、森林のリゾート利用が増加するのは自然であり、今後その需要は一層ふえることであろう。

そのこと自体は、国民の福祉にとって望ましいことであるし、森林は本来林業といった経済的機能だけでなく、自然環境の保全、景観の維持など多様な公益的機能を果たすべきものだから、リゾート利用が適正におこなわれることは森林の価値を増す意義をもっているといっていい。またそれが契機となって、多くの国民の、森林、自然、山村などにたいする関心と愛着とが強められることは、きわめて結構なことである。

だがわが国の最近の、とくにいわゆるリゾート法（総合保養地域整備法）にもとづいておこなわれている大規模開発は、そういう望ましいリゾート利用とまったくかけ離れているし、しばしばその反対物でさえある。こういうリゾート開発は千編一律、全国どこへいっても、ゴルフ場、スキー場、マリーナ等の開発、豪壮・高価なリゾート・マンションの建設、華美で狂騒に満ちた都市的娯楽施設の設置等を主内容としているが、それは庶民が比較的安い費用で家族とともに、かなりの期間、都会の喧噪と汚染から逃れて自然に親しむという、本来のリゾートの目的にまったく沿わないばかりか、かえって散財と疲労とをもたらすだけに終わることになりかねない。のみならずそれは、森林を中心に大規模な自然破壊をひき起こすし、地元の山村社会を解体させ、地価や物価の高騰を通じて住民の生活を脅かすことにもなる。利益を受けるのはディヴェロッパーや投機的な地上げ屋だけに終わりかねない。

われわれはこういう狂ったリゾート開発には断固として反対せざるをえない。そこで、その実態と弊害とを明らかにし、望ましいリゾート

のあり方を提案するのが以下の内容である。

二、リゾート開発の現状と批判

(1) リゾート法

現在のリゾート開発の最大の問題点はリゾート法にある。というのも同法がねらっているのは民活法（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備に関する臨時措置法）の地方版に外ならないからである。民活法は内需拡大によるいわゆる「民間活力の活用」を図るために「特定施設」の建設等に当たって整備計画を定めたうえで民間活力（企業）を登用し、税、資金、および公共施設等について、国および自治体が援助しようというのがその内容であるが、これにより東京など大都市では、中曽根内閣の都市政策であった「アーバン・ルネサンス」にともなう一連の規制緩和のもとで大がかりな都市再開発が始まった経緯がある。

リゾート法が同法とまったく同じ趣旨であるのは第一条の目的をうけて第八条以下に明記されているさまざまな民間事業者にたいする国等の支援措置を見れば明らかである。おりから民間企業には資金がだぶついており、地価暴騰によりもはや限界がみえている東京等大都市圏における不動産投資にかわる投資先を求めていたところであり、一方、過疎地域の自治体は過疎対策としてもっとも手っ取り早い企業誘致に懸命であった。この両者の思惑がここで一致し、リゾート開発は一気に加速されたのである。

(2) 外部資本主導の開発

この開発の特徴は、国民経済研究協会の調査をみてもわかるように開発面積一〇〇ヘクタール以上で、かつ総投資額一〇〇億円以上のプロジェクトが一九九〇年六月末の時点で全国一五六カ所にも及んでいることに示されている。このような大規模事業であるだけに、参入企業の規模も大資本、なかでも東京資本が圧倒的に多くなっている。民活の場合でも大都市において土地および空間を再開発することを通じてその占有をすすめ、大きな資産価値を形成してきたのは大資本であったが、それらは今度は地方においてリゾート建設に名を借りて土地の資産価値を作りだそうとしている。そして、もともとこの種の事業には膨大な投下資本が必要であり、しかも回収には長期間が必要であるから、大資本が圧倒的な優位性をもっている。

その結果、本来は地域がその地域に合った振興策を考えて独自のリゾート建設を工夫するべきなのに、資本主導型の開発に大部分が乗っ取られることになっているのである。

(3) 金太郎飴的な企画

そのような資本主導型の開発により各地の開発には似かよった形のものがいかにも多い。それはゴルフ場でありスキー場でありマリーナ等である。とくにゴルフ場については八九年末までに承認された一七地域の基本構想の中に全部盛りこまれており、その数はパターやミニゴルフ場を除いて計一三四カ所、総面積は一万四六八〇ヘクタールにおよんでいる。

このような施設はいずれも山の斜面を削ったり、森林を切り開いたり、あるいは自然海岸をコンクリートで固める等、自然を破壊してつくられるものである。そのためリゾート法とは自然破壊を合法的に進める根拠を与えるものにさえなっているといわれている。

例えば会津フレッシュリゾートの場合、予定されているのはいずれも前記ゴルフ場とスキー場、そのほかにホテルであり、それにより国立公園内の森林が無残にも破壊されつつある。しかも、森林の地価の上昇が付近の宅地価格にも波及し、地域全体での地価上昇をまねくという問題を生み出している。

(4) 国有林などの対応

こうした自然破壊の危機にさらされている点では国有林も例外ではない。その一例は岩手県の安比高原にみることができる。林野庁は他省庁に対抗して独自のレクリエーション構想を実現することを目指し、ここでは一九七九年、八幡平地域総合森林レクリエーションエリア・安比地区整備事業を行うことにした。そして翌八〇年に同庁主導のもとに外郭団体のほかに北海道東北開発公庫、岩手県、地元町村の公共セクターに(株)リクルート・コスモスを加えて第三セクターを設立し、大がかりな開発に乗りだしたのであった。この事業は成功し、利用客の増大にともない毎年のように施設が拡大されている。とくに岩手県の政策変更により第三セクターに開発権が譲渡されてからはそのテンポがはやまり、スキー場面積は結局一八〇ヘクタールと

日本有数のものになった。

その過程において貴重な森林が破壊されたことは改めていうまでもない。特筆すべきことは短期間のうちに大規模な破壊が行われたということであるが、この状況は一安比にとどまらず今日においては各地でみられることである。それだけに林野庁の節度ある態度が強く望まれる。森林のリゾート利用がすべて悪とはいえないが、このような大規模な自然破壊はけっして許されないことであり、今後に大きな教訓を残している。

(5) 成功した例

その成功例の一つに熊本県阿蘇がある。それは地域の第一次産業を主体に地域の特性を生かせる企業を誘致して開発を行ったものである。いってみれば田園リゾートともいえるもので同地の農林業を軸に都市と農山村の交流を目指して、安全な食べ物、清らかな水、さわやかな大気やアメニティを提供しようというのがねらいである。同県ではこれを「新しい田園文化の創造」といっているという。

そのほか北海道池田町の例なども広く知られている。要はいかに地域の第一次産業と結びつく開発を行なうかにかかっている。それぞれの地域で人間らしい市民生活を実現することを目標においてこそ、そうした開発は可能なのである。

三、望ましいリゾートのあり方

(1) リゾートの役割

リゾートという言葉はもともと「しげしげと出かけて心身の保養をする」という意味をもっている。われわれにとって望ましいリゾートは、高齢者や子供まで含めて庶民が、日常のストレスの多い都会生活で傷つけられた心身の健康の回復のために、低廉な費用でかなりの期間ゆっくりと滞在し、自然に親しみ、地元の人たちとの交流を深めることのできるようような施設のある場所であって、いまの資本主導のもとに開発された、余裕のある階層や若者などを主な対象とした、豪華ではあっても喧噪をきわめた「盛り場」ではない。

したがってリゾートの内容は、何よりもくつろぎとゆとりが与えられ、心身の保健に役立つような快適さをもつものでなければならない。今日多くの国民の健康への価値意識がいちじるしく高まっているだけに、この種のリゾートがとくに求められるのである。

(2) 森林の保健的利用

森林が心身の健康の保全に大きな力をもつことは、ドイツ医学では自然療法として古くから認められてきたことである。森林によって与えられる広大な空間、豊かで深い緑、清浄な空気、快適な気候などは大きな保健機能をもっている。森林浴、トレッキング、クロスカントリー、教育・冒険の森の経験などは、すべての年齢層の人々の心と体とを蘇らせる。温泉・鉱泉などがあってクアシステムが整えられればその効果は一層大きい。

また山村の人々に接し、伝統的な山の幸を味わい、古い慣習や人情の温かさにふれることもレクリエーションの意味をもちうるであろう。

(3) 森林リゾートのあり方

右のような趣旨からいえば、リゾート地域ではできる限り森林を中心に自然をそのままに残すとともに、必要に応じて荒廃地や灌木地などには植林をし、渓流や湿原など多様な植生を保護し、巣箱や採餌場を整えて動植物の繁殖をうながすといった措置が必要である。また森林、原野には景観および環境の保全に十分注意したうえで、さまざまの種類の遊歩道、ハイキング・コース、アスレチックの道具、休憩場、水飲み場、小鳥や小動物との交流の空間などを整備し、案内板および樹木、草花、鳥などの識別法や植生についての説明を付した掲示板などを設けることが望まれる。

また地域の山村や湯治場は、できるだけ伝統的な景観を残し、それと調和のとれた形のコテジ型の宿泊施設や民宿の設備を整えるべきである。村の産物を利用し、伝統的な郷土食を提供する食堂、民芸品や山菜・野菜、畜産物などのお土産品の売店、医療施設や各種の文化施設も整えなければならない。

要は、都会のあらゆる年齢層の人々が、リーズナブルな費用でゆっくりと滞在し、豊かな自然に溶け込むとともに、村の人たちと生活感覚を共通にしうるような場を設定するのがリゾートの本旨なのであって、都市を山村に移し、自然を破壊し、山村社会を分解させることであっ

てはならないということである。

四、自然保護のための若干の提案

以上みてきたように、近年のリゾートブームは、森林利用の面でも乱開発を招き、森林保全、自然保護の観点からも深刻な問題を引き起こしている。このような事態にたいして、自然保護と森林のリゾート利用とを両立させるような手法について、以下若干の提案をおこなうことにする。

(1) 森林利用区分（ゾーニング）の策定

農地の場合は、転用がすべて許可制であり、農業振興地域については原則不許可とされているのに対し、森林については、森林法に基づく一定の規制があるものの開発許可が比較的ゆるく認められている。また売買が自由であるために、ディヴェロッパーなどに所有権が集中される傾向がみられる。

リゾート開発のなかで、森林の保全上とくに問題になるのは、ゴルフ場とスキー場である。東京圏でみても、既設のゴルフ場の多い千葉県のなかでも、まだ林地の残る南東部の夷隅郡に昨今建設計画が集中している。積雪地帯では「一村一スキー場」といわれるほどスキー場建設計画が目白押しであり、最近では雪のあまり積もらない所まで人工降雪機を用いたスキー場が数多くつくられている。過疎地の「むらおこし」に悩む当局者にとって、ゴルフ場やスキー場が魅力的にみえるのはわからないわけではないが、すでに述べたように「金太郎飴」的な発想にもとづく開発では、やがて共倒れになる恐れが大きい。しかしそれ以上に問題なのは、こうした施設は、いま農薬汚染が問題になっているように、それ自体が環境を破壊する性質をもっているだけでなく、それらの一地域への集中は、適正な土地利用および森林保全、自然保護の面で好ましくない結果をもたらすことである。

このような被害を最小限にとどめるとともに、緑にたいする国民的関心が高まり、保健、休養、教育など森林の多面的な利用が求められるようになっている状況に対応するためには、従来の林業本位の森林計画から脱却して、新しい政策目標に沿った森林の配置（計画）の策定と、開発規制の法令が整備されなければならない。

すなわち、

①多様な利用目的に応じて、対象となる森林を適正に配置した利用区分を策定することがまず緊急に必要である。利用区分は国有林・民有林を包含するもので、地域の実情に沿っていなければならない。その策定・管理は、流域を基本とする地域の「森林会議」（国民森林会議　提言・『森林のなかに明日がある』一九八六年三月）によるのが適当であろう。

現在、自然休養林をはじめ、風致保安林、教育森林、自然公園、史跡名勝天然記念物など、森林レクリエーションにかかわる制度が設けられてはいるが、極めて限られた範囲のもので、全国的な利用区分とはほど遠い。

②私有林といえども、森林が高度の環境資源（社会財）であることを考えれば、売買や他目的の利用について、①の計画に従った規制をうけることは当然である。もちろん規制の代償として、税制などの優遇措置をとる必要があるし、所有者の求めに応じて国または公共団体もしくはナショナルトラストなどが買い上げ措置をとりうるようにしなければならない。

③また国公有林については、国民共有の財産であることからいって、とくに森林保全や自然環境の維持につとめなければならないのであり、国民の多様な利用に開放する場合も、それと両立しうるような利用法に限定すべきである。国有林が主体のヒューマン・グリーンプラン（森林空間総合利用整備事業）などによって、保安林が安易にゴルフ場、スキー場の建設に振り向けられている現状は、自然保護団体などからの批判が高まっているとおりであって、早急に改めなければならない。

(2) 地元優先の企画

一般の人たちがリゾートに求めるベストスリーは、日本のある調査機関によると①日常のストレス解消②自然とのふれあい③家族とのふれあい、とのことである。しかし、いま進行している森林のリゾート開発は、すでに述べたように利用の面からみても、リゾート本来の家族や個人による長期滞在型ではなく、企業の社用・接待型が中心で、個人ではとても経済的に負担できないようなデラックス指向が幅をきかせている。

このような開発は、必然的に地元の利益よりも資本・企業の利益優先となる。事実、自治体が熱心にゴルフ場やスキー場など誘致しながら、実際に営業が始まってみると、地域振興に結びつかないとの不満は、いたるところで聞かれる。

欧州諸国の場合、農山村の民宿に長期滞在し、家族でゆったりとバカンスを楽しむことが多い。自治体が明確な土地利用計画の権限をもち、地域の環境を守り、地域の振興を考えて、主体的に開発を実施していることが、その背景としてあげられよう。わが国のリゾート開発も、それぞれの地域にもっともふさわしい企画に基づいて、地元優先のいわば手作りの方向を目指すべきである。

そのためには、第一次産業を中心とする地域経済の振興を優先し、地域の特性を生かした開発計画を地元が主体性をもって企画しなければならない。いわゆるリゾートブームにのって、いま各地で開発計画が花盛りだが、長期的にみれば、地についた企画こそ、地域社会が生き残る要件である。

(3) 政府・自治体の役割

都市化社会のなかで、精神的にもゆとりある生活を実現するためには、自然とのふれあいをもっとも享受できる森林レクリエーションの役割は、極めて重要である。緑・森林への国民的関心の高まりは、その反映でもある。資本主導型の乱開発に歯止めをかけ、地域の創意工夫が生かせるような制度を整え、森林保全、自然環境の維持をはかり、快適で秩序あるレクリエーションの場を確保することは、政府・自治体などの公共団体に課せられた大きな責務である。とくに国や自治体は、地元の森林組合などと協力をしてリゾート利用に適する森林についてはその整備をすることが大切である。その場合、針・広葉樹の混交林をできる限り多くし、裸地・荒廃地等に植林し、四季を通じて来訪者が森林を楽しみ、その効用を享受しうるようにすべきである。

その他政府や自治体にとくに配慮を望みたい点は、次のことである。

①リゾート本来のあり方とその効用などについて、国民的理解を深めるための教育・啓蒙活動を強化する一方、リゾート受け入れ側の人材養成が極めて重要である。とくに森林・動植物の生態系に詳しく、生来の自然好きで訪問者に熱意をもって接することのできるインストラクターを地元住民の間で育て、確保することを助成すべきである。また、良好なリゾート地について需要者に正確な情報を与えることも必要である。

②レクリエーション施設の建設にあたって、道路その他の公共投資は、森林のよい環境を壊さないように路線を決定するのはもちろん、森林から離れたところに十分な駐車場を用意し、必要ならば馬車・電気自動車などで送迎するなど、慎重な配慮が必要である。また、既設の道路についても、自動車やオートバイの一定地区への乗り入れを規制しなければならない。

③高齢化社会および生涯学習時代に対応することを十分配慮し、高齢者や子供も生活を快適に楽しむことができるように、医療施設、教育・文化・スポーツ施設など必要とされるインフラストラクチャーを整備する。また、森林のなかの自然観察路などには教育的効果があがるような案内板などを配置する。

④森林レクリエーション事業と結びついた地元住民の就業機会の確保、地域農林業、特産物の振興など、総合的な対策を推進する。民宿の改良、ロッジの建設などのために低利資金や補助金を用意するほか、サービス要員の訓練なども支援しなければならない。

〈本項はプロジェクト委員の討論をへて幹事会の承認を得たものである〉

プロジェクト委員
座長　大内　力
幹事　杉本　一
大井道夫
金田　平
岩崎輝雄
岡　和夫
遠山三樹夫
田中　茂
福島康記
森田稲子
北畠佳房
萩野敏雄

開発と環境　ゴルフ場のあり方を探る

緑の団体協議会が懇談会で討論

緑の団体協議会は、『ゴルフ場のあり方を探る』というテーマで昨年から二回にわたって懇談会をひらいてきましたが、その要旨を再録してみました。（文責・編集部）

全国民的な課題として論議を

11月13日

三会堂・石垣記念ホールで、加盟団体会員約四〇名が参加し開発と環境について『ゴルフ場のあり方を探る』とのテーマで懇談会を開きました。

近年、林業不振の一方で、森林開発が進み自然環境に対する風圧が一段と高まりつつある中で開かれた懇談会は、森林との係わりの大きいゴルフ場問題について、地域の自然的・社会的条件をどう配慮するかをテーマとしてもたれたものです。会員相互の意見交換をもとに合意形成をめざし、問題提起者には、開発側を含め三者からそれぞれ話題の提供がありました。

最初に、日本鳥類保護連・専務理事、中坪礼治さんから、外国の事例を含め話題提起があり、①イギリス型のコース運営であればこれ程まで大規模な森林開発は必要ない。実際スコットランドでは沢・山の地域で生態系に十分配慮されたコースとなっており、アイルランドでは、コース内に汽車や自動車が走っているなど、自然のあるがままの条件を生かした設計にしている。②日本型は、ほとんどが企業運営面に力点をおいてコース運営としていることに加え、日本の特殊な接待社用が起因し、自然・生態系に配慮されていないことを指摘し、今後は造園型と違った生態系重視型の設計・運営していくことの重要性を訴えました。

また、ゴルファーの緑化促進協力会・専務理事の前原守さんは、緑化推進協議会の設立趣旨と経過を説明（五一年設立・ゴルファー一人一回五〇円徴収、年四億を広報・普及・宣伝を通じ自然環境を守る）し、ゴルフ場問題の在り方について問題提起を行いました。

第一は、ゴルフ場開設が量的に増大したこととあわせ、ゴルファーのマナーによる自然環境破壊が社会問題化していること。

第二に、農薬使用による芝草管理などが下流・周辺の環境・水質汚濁問題を惹起していることを指摘し、今後、経営側・ゴルファー側の意識改革を含めた普及・宣伝を通じ環境にやさしい配慮を行うこと。あわせて、農薬使用を必要最小限度にとどめ水質分析データーを周辺住民・一般に公表し理解と協力を得るように努める必要がある。また、ゴルフ場が山村・地方活性化の面や期待もあるが、総量規制措置（二％）の必要性についても強調しました。

最後に日本緑化センター常務理事の中野直枝さんは、全国のゴルフ場開設数の実態値、最近のゴルフ場の造成をめぐる状況とメリット、デメリットなどの問題点を指摘しつつ、水質汚染環境保全へのハドメ、標高・地形面からの規制・一ゴルフ場当たりの面積・総量規制の重要性を訴えつつ、森林保存率を拡大し、自然との調和を図ることを強調しました。

以上の御三方のそれぞれの立場からの問題提起はバラエティーに富み、多くの示唆を与える内容でしたが、討論の時間も少なく、掘り下げた討論には至りませんでしたが、是非この機会を通じ、ゴルフ場に係わる総合的討論を発展させ、全国民的話題にして行かなければならない重要性を強く考えさせられた懇談会でした。

行政などへの働きかけ必要

1月21日

第二回の懇談会では、経営側の主張を聞くことを中心にして行われました。

関東周辺で七つのゴルフ場を経営する総武都市開発株式会社の小宮山義孝社長は「ゴルフ場に鳥をとり戻せ――というが、鳥やタヌキは多くいるし、コイも丸々と太っている。誤解があるのではないか」と前置きして、ゴルフ場の実態を次のように述べました。

①農薬は危険というが、基準どおりにやれば危険ではない。ゴルフ場の農薬問題は千葉県は農産課でなく都市部住宅課で「社会問題であり農薬の是非でない」という態度だ。農薬が危険なら農家が問題。農は産業、ゴルフはあそび――という考えがあるのでないか。

②一兆円産業でありながら経営者にその意識がない。アメリカなどにパブリックが多く三～五億円でゴルフ場ができるが、日本に地価が高く、メンバー制にならざるを得ない。少数プレイヤーで経営をやろうとして地域より遊離する。ゴルフ大会や運動会など地域との交流をすすめている。

③残地の緑地基準を多くしたが、広大な敷地が必要となりますます会員券のアップなる。米国では一八ホールで一七万坪だが、日本では三五～三七万坪必要。それよりも作ってはいけない所の開発を規制すべき。

討論では「緑地保全のためゴルフ場の規制も必要。外国でも日本人ゴルフツアーのため、現地人が居住地から追い出されている例もある」「経営者に会員券や農薬などで社会秩序を守ってほしい」など注文がだされ小宮山社長は「アメリカは七〇％がパブリック、会員制でも年一〇〇～二〇〇万円、フランスは入会金一〇～一五〇万円、年会費五～一〇万円。仏ではゴルフコースは五億でできるが、日本では一五～三〇億円かかる」と答えました。大石代表幹事は「金持ちのプレーのため環境を破壊しないでほしい。農薬も、産業の農業とゴルフは同一視できない。老人の楽しめるゴルフをつくるべき」と注文して終わりました。

次いでゴルフコースの設計を昭和二九年以来やってきた東洋グリーン産業大久保昌会長から次のような問題提起がありました。

①ゴルフ場の適地でない所に作らせない規制を強めるべきだ。そのため土地利用総合計画で自治体が線引きをすべきだ。開発計画が進んでからの規制は問題。

②作り方についていえば❶ホール間に緑地を二〇～三〇mを残すよりまとめて森林を残すべきだ。❷一〇〇年に一度降る雨量に合わせた調整地をつくるため森林を掘るが、そうした時に何ホールか水を溜めるよう堤防をつくることで森林を大切にできる。❸段階的に無農薬に向けてすすみ、水質検査等もゴルフ場でやっているが、濾過装置をつけることも可能。❹土壌汚染は芝生のため少ない。❺雑草と共存するコースは外国では多いが、日本にあってもいい。❻産廃地の埋立地など活用したパブリック（都）があってもいい。

これに対して「水源地に重機械を入れて造成したり、農薬使用など慎重に。地域と相談してほしい」「事前の相談が自然保護団体ともほしい。会社の上部がその気になっても現場まで徹底していない。デザインも庭園式だけでなく植生を生かしてほしい」「ゴルフが商売に利用されすぎる」などの注文が出され、大久保会長は「アメリカは老人用、女性用のコースも併設している。第三次ゴルフブームの現在は土地問題がからんでいて社会問題化している」と述べました。

ついで「急峻地を丸裸にするようなコース設定はするべきでない。ゴルフ場では小宮山発言にかかわらず動植物は減っている。動植物と同居できるコースを」という意見も出され、大久保会長は「適地に作ることが大切。自治体の位置づけが必要。生態系のすべては守れないが尊重すべきだろう」と答えました。

最後に高木文雄代表幹事が「行政にどう呼びかけるか、そのためには具体的な内容が必要だ。そのためにも引き続き研究をしたい」としてしめくくってこの日の懇談を終わりました。

水を歩く ▶9◀

雑々用水道

松澤　譲
（ジャーナリスト）

図　都市用排水の構造

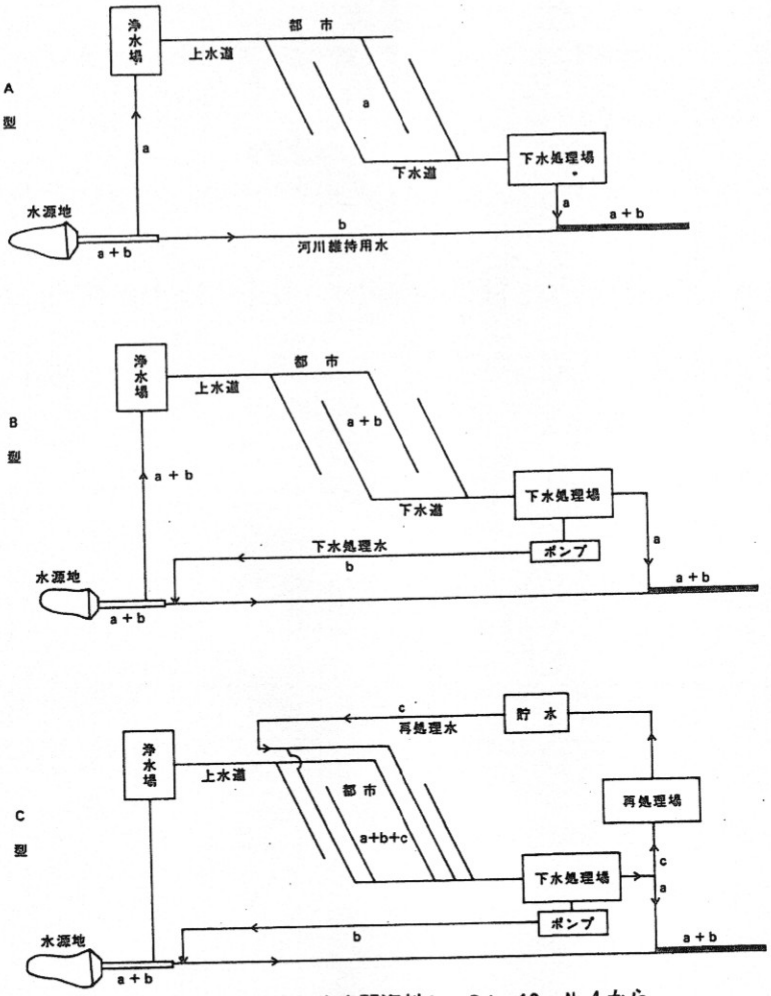

出典：「官公庁公害専門資料」VOL. 12　No.4から

〝清浄にして低廉〟な水

日本人は何とかと水はタダ、と思っていると誰かが云った、といわれているが、何とかの方はともかく、水については当たっていると思う。ただし、それは都会の水道水のことに限る。

なぜなら、水道法の第一条にちゃんと書いてある。「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」と。

清らかな水をたくさん、安くあげます、と国が保証しているのだから、誰でもこの物価高の世の中で、水はタダと思い込むのはあたりまえだろう。

ところが、実際は額面通りには受けとれない。よく考えると、どこかがおかしい。

第二条に「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり……」とあるが、欠くことのできないものは〝水〟であって〝水道〟ではないことに気づいて、私は今日の水問題がわかったような気がした。

毎年八月一日の「水の日」や春の「水道週間」（水と水道は区別されている）、ダム建設など政府が何か水政策をアピールしようというときには、必ず「いまの子供は、水は蛇口から自然に出るものと思っているが、貴重な資源であり、多くの人の労力と犠牲によって産み出されているもの」であることを強調する。きっと、自分で作った法律に困って、水は決して清らかなものを供給できるのでなく、まずい水を少し、しかも結構高くついているけれど、我慢して買って下さい、と云っているのではないかと勘ぐりたくなる。

水道の水を各家庭に配水する事業は原則として各市町村の仕事である。地方自治の精神からいえば、自分の行政地域に住む人には自分の力で面倒をみるということになるのだろう。市内を流れる川、あるいは地下から水をとり、浄水して配ることで足りていたときは、それでも十分役目を果たせた。

問題は都市の膨張にあった。高度経済成長期以来、人口の大都市圏集中がはげしくなると、水道事業ものんびりはしていられなかった。

水道事業は設備投資が大きい。運営費もかかえるうえに「安く」供給しなければならないから、特別に限られた場合を除いて、民間が水道事業に参入しようとも思わないし、参入を許す条件もきびしい。そこへ人口急増。急成長の都市ほどあわてた。事業計画は拡張に次ぐ拡張。ある程度の先を見越して設備投資をしなければならない。それには金がかかる。借金をすれば利子もかさむ。

やっと出来上がったときには、次の拡張が待ちかまえている。借金はかさむ。「安い」という宣伝文句はおいて、料金値上げをする。その繰り返しで今日まできている。

いま手元にある七、八年前の公営企業の経理状況をみると、全国千八百八十四水道事業体のうち赤字はたった四百二十一事業体というから、本当かなと思ってみると、当年に値上げしたところが四百七十九、前年に値上げしたところが六百四十一あって、黒字というのは一、二年うちに値上げした事業体だけで、数年後にはまた値上げになるのだろう。

こういうところは大都市周辺部に多くなる。東京や大阪の真中は、早くから市街化して、いまや住民がふえる余地はない、むしろ逃げ出すくらいだ。ここは早くから水道事業が完成しているから、安い料金でまかなえる。

ところが周辺になるほど、おくれて人口急増するから、あわてて拡張計画をたてなければならない。そのとき、もはや近くに〝豊富低廉〟な水をもらう権利などない。すったもんだの末、ダムの新設（それも上流に）、農業水利権の転用（買取り）など高い投資をして確保する。

それは河口の都市だけではない。だんだん上流に人口急増地帯は拡大していくから、中流域でも目いっぱい水を取ることになる。

最近の資料によると家庭用水道水の価格は、十トンあたり大阪五百円、東京八百円に対して、最高は三千円以上というところが十五団体もある。早いところと、おそく都市化して水道事業をはじめたところでは四倍から六倍のひらきになっている。

なぜそうなのか。拡張したら、確保した水は目いっぱい投資したのだから、一滴でも多く水を売らないと（使ってもらわないと）採算がとれない。水事情が苦しいから節水して下さいなどといっておられない。どんどん使ってもらい、経営をよくして次の拡張に取組む。――いま水道事業の経営方針はこうなっている。水需要は節水どころか浪費を促すような水道事業システムになっている。

上流に向かって、この現象が広がっていくと、下流の中心地では、いままでのような新鮮な河川水は取れなくなる。上流でみんな取ってしまい、下水処理場を通って川に戻された水を取らなければならない。〝清澄な水〟はどこかへ消えたけれど、〝安く〟はできないから元のままか、さらに値上げになる。

水道事業が一つの事業体としてやっている以上、赤字は出せないから、こうなるのはあたりまえのことだ。

そこで、小さな自治体が単独で水道事業は経営しにくいというので、数自治体が合同して広域水道事業体ができることになった。大規模化すれば設備投資も安くてすみ、人口急増であわてなくてもいい、と考えたが、自治体によって水事情は違う。「うちは地下水がまだある」「そんな高い投資をしても、まずい水はすぐ必要はない」などの異論も出て、スケールメリッ

トは、質の変化を見落とした危険な考え方であるとの異論も出た。

こうなることは、科学技術庁の調査でも十年以上前に指摘されている。

図を見ればわかる。川の新鮮な水を取って水道がまかなえる間はいい（A型）。足りなくなると河川維持用水までも使って、河川維持用水は、下水処理水で代用する（B型）。

すると下流は下水処理水がたっぷり入った水を取らざるを得ない。もっと進むと、河川水では足りなくて、自分の領域でも下水再処理水を使わなければならなくなる（C型）。下流はもっと汚い水を取らざるを得なくなる。

その限界は意外に早く来るので、限界がくる前に、次のシステム（AからB、BからC）へ移行する準備が必要だ。しかも、住民は、その限界がきて破局するまで、意識できないシステムになっている、と調査は述べている。

つまり、水道事業は、たくさん水を使わなければ成り立たない仕組みになっていて、それが「まずくて高い」水を「たくさん」飲まなければならない原因になっている。

水源を考えることなくては

水を多く使えば、排水も多くなる。下水道も同じ問題をかかえる。

下水道は、はじめは都市の雨水を早く処理して、水浸しを防ぐのが主目的だった。家庭の下水はそれに乗っていた。

日本では、し尿は大事な肥料として農村に還元されていた。工業は未発達だったから、排水が水質を悪くするほど目立たなかった。川は急流で海に注ぐから、大きな浄化能力で済まされた。

そこへ、高度成長で、家庭排水には洗剤やら油やらが加わる。工業化で工場排水には有毒な化学物質まで入って、河川などの公共水域を汚しはじめた。公害の発生――水質汚濁防止に沿って下水道の整備が急がれた。

下水道も各市町村自治体単位の仕事であった。雨水の除去が中心だから、なるべく小範囲で処理し、他へ害を及ぼさない考え方であり、雨水も家庭排水も一緒に処理する〝合流式〟の下水道がすべてだった。

ところが下水に工場排水や家庭排水のいろいろな物質が入ってくると、それを除いて河川に放流する処理施設が大変になる。下水処理施設に莫大なお金がかかるようになった。小さな自治体では負担できなくなる。

そこで、昭和四十五年の公害国会で、下水道も「大きいことはいいことだ」と、流域別下水道が採用された。流域を同じくするいくつかの市町村が一緒になって、下水を集めて一緒に処理する方式だ。

ここで問題が出た。

家庭排水もさることながら、工場排水には何が入っているかわからない。流域下水道に流すには、水質基準を設けて、下水処理場で処理できないような有害物質や濃度の高い排水を流してはいけない規定は設けられているが、地中の下水管を通して流してしまってもわからない。まして広域に下水を集めて処理するとなると、チェックは不可能だ。工場が違反した水も、関係自治体の処理場が違反をかぶらなければならなくなる。処理できない水が川に流出すれば、公害防止にならない、という問題で、各方面から反対の声があがった。

それでも実施されている。ということは、下流になればなるほど、そうゆう危険性の多い水を上水道水源として取っているわけで、ますます「まずくて危険な水を高く」飲まされる結果となっている。

合流式も問題だ。大雨のあとは雨水がたくさん流れ込んで、処理場の能力を超え、オーバーフローした下水がそのまま川へ流れて汚染する。防止するには処理場を大きくしなければならない。それで現在は、雨水と他の下水を分けて排水する〝分流式〟が中心になっているが、すでに敷設にすすんだ大都市は合流式だから、これの改善も必要だがすぐにはできまい。

こういう現状から、都市の拡大、産業の集中による水需要の増大をできるだけおさえ、合理化するために、水洗便所や散水用水、一部の工業用水など、上水道ほどの水質を必要としないところには、下水処理水を雑用水道として上水道と別系統で利用する方法もすすめられている。

上、下水道の中間という意味で、中水道とも呼ばれているのがそれで、新しいビルや団地などでとり入れられているが、これだけでは都市用水の一・二％くらいしか節約できないといわ

れている。節水よりも、下水の量を減らす効果の方が大きいといわれている。

それでも効果があればいいので、大都市や都市圏全体に取り入れられればたいへんな効果があると思うのだが、そうは簡単に参らない。第一に別系統の配管をするのは、新しく上水道を敷設する以上のお金がかかる。建設費や運営費をどこが負担するのか、雑用水道の料金はどうするのかなどのほかに、上水道、工業用水道、下水道それぞれの水を融通し合ったときの一環システムの構築が必要だ。

と考えたとき、すでに下流の都市ほど上流都市の下水処理水を上水にまで利用しているのだから、案外、実現できるのではないかとも思ったりする。いずれにしても、こういうシステム変更をするには、広域化でなく、できるだけ小区域に区切って、システム再編をしやすくすることがポイントであろう。

先日、沖縄県の石垣島にある「へき地五級」という、最もへき遠の地にある小中学校へ行った。そこは地区の簡易水道が赤土で濁っていて、とてもそのまま子ども達に飲ませられない。だから早く浄水器をつけてほしいといっていたが、実現しなかった。

ところが、埼玉県で、井戸水を飲んだ幼稚園児が病原性大腸菌で死亡する事件があった翌日に浄水器が備えつけられたと、学校は「何が幸い？するかわかりません」といっていた。

大都市周辺の危険な水事情は、沖縄のへき地にも敏感にひびくのである。

そんな大都市圏の危険な水の消費拡大競争を支えているのは、山間へき地の水源地帯だ。

水源地帯は、豊かな森林におおわれ、清澄な水を流しつづける、といわれたのは過去のことで、水源山村はいま、過疎化、高齢化で森林の手入れをする人がなくなりつつある。一方、山村も生活の近代化がすすみ、生活排水が源流を汚しつつある。産業排水もしかり。最近は、そういう山村が活性化のためにリゾート開発をすすめ、ゴルフ場などを作り、それがまた水質汚染の元因としてとりあげられている。

もはや、水は水源から汚されるようになってきている。

昨年夏、宮崎県の椎葉村という山間へき地で、全国分水界サミットが開かれた。

日本列島の脊梁を守っている中央分水界の市町村は全国で五百近くある。その市町村から行政の代表者三十余人が集まって、森林を育てる山村であると同時に水を育てる水源の村であるという共通の認識から討議して、十二項目のアピールを採択した。その中には——

①きれいで豊かな水を下流に届けるために積極的に努力しよう

②人と水、人と森林が共生できる水辺環境、森林環境をつくってゆこう

③きれいな水をつくるための下水道や家庭排水施設に要する費用については、国庫補助率を引き上げること

④公共事業については、これまで以上に水と緑と土を守っている山村に重点配分を行うことが含まれている。

ああまた予算獲得のアピールかと解する向きもあるかも知れないが、私はかねてから、山村の下排水処理にはもっと注意を払って、国が投資すべきだ、と主張していたから、これには全く同感です。

山間に点在する山村の家々にとって、公共下水道を作ることは、まず不可能に近い。それよりも個々に処理するほうが合理的だが、とても個人の力や、貧しい自治体財政では及ばない。

日米構造協議で、膨大な公共投資を約束させられことだから、またまた列島改造のような危険なことに使わないで、山村の環境改善、水質保全に、まず、投資するのが最も賢明で、都市の水にもストレートにひびいてくることだと思う。

そう主張しながらも、むなしく思うのは、都市圏と山村、下流と上流が、一本の川でつながっているにもかかわらず、あまりにも意思の疎通を欠いているということからだろう。

水や川に関するシンポジウムなどを山村地域で開いても、都市圏の人はまず参加しない。いまや人を奪う、奪われる対立の図式になっている。

このままだと、都市圏の人間は、雑用水をまた再処理した雑々用水を飲んで命を縮めることになると思うのだが、と水を追いながら考えている。

（おわり）

森と木のある生活⑰

森で生産される果物

市川健夫
（信州短期大学教授）

古代における果物

古代における日本人は、果物を「菓子」、「雑菓子」と書いていた。いまでも老人の中に、水菓子と呼ぶ人がいるのは、古代的な表現まで継承されていることを示している。これに対して、クルミ・クリなどの堅菓類は、木の実と呼ばれていた。

古代の文献には、桃子、梅子、梨子、李子、枇杷子、橘子、甘子（コウジと呼ばれる蜜甘の一種）、柿、山桃、棗、郁子（アケビ）などの果物が出てくる。この中で古代に最も重要視されたものはモモであった。モモとは果物の総称にもなっており、昔から食べられる果物は、すべてモモといっていた。そこで酸っぱければスモモといい、アンズはカラモモであった。また山に自生するものはヤマモモと呼ばれていた。

モモの原産地は、中国西部の西域地方だといわれるが、中国系のモモは白いのに、ペルシア・ヨーロッパ系は黄色である。これらの外国種が明治以降になって、日本に輸入されるまで、在来種のモモが栽培されていた。いまでも野性のものが発見されるが、堅い実に一面に毛の生えているケモモも、その一種である。奈良時代モモは、野性であったか、半栽培であったか、はっきりしない。しかし野性的な品種であるから、その当時山野に自生した樹から採取されていたと思われる。

ヤマモモは照葉樹林帯の常緑広葉樹で、樹高が二〇メートルにもなる高木になる。果実は六～七月に成熟するが、いまでも多汁な果実は甘味があって、食用にされている。

ウメは柿本人麿の「梅の花さける岡辺に家居せばまた山高みふり来る雪」をはじめ『万葉集』には梅の花や木をうたった歌が百をこえている。このウメは中国文化の影響を受けて、松竹梅と

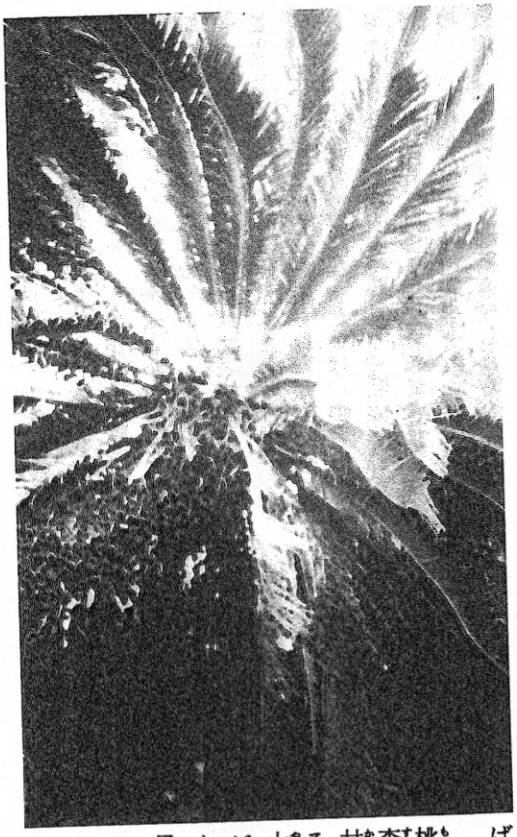

奄美・加計呂麻島におけるソテツの巨木
西阿室集落の里山ではソテツが半栽培されている

縁起のよい植物として、古代から愛されてきた。塩梅といわれるように古代中国において最も古くから調味料として用いられたのは、塩と梅酢であった。

初夏、梅雨前線が中国本土や日本列島に停滞して、大量の降雨をもたらすが、中国では梅雨と呼んでいる。日本では梅雨とか、ヤマトことばでツユという。ウメの実が青く実るころに、長雨が降ることからつけられた名であるが、まことに季節感豊かなことばである。

このウメは古代から栽培されたが、梅干や梅漬に製造されるようになったのは、中世以降とされている。薬用として痰切り、吐気止め、熱ざまし、回虫駆除などに用いられてきた。ウメの品種名には信濃梅（竜峡小梅）、豊後梅、肥後梅、越中梅など、地名を冠したものが多くいまでも地方色が豊かであることを示している。

アンズはウメによく似ている。相方ともにバラ科サクラ属で、交配するとアンズウメが生まれる。長野県川上村では一一〇〇メートル以上の集落（居倉以東）ではウメが自生しない。そこでは寒さに強いアンズウメが栽培されて、梅漬がつくられている。また青森県で梅漬といわれているものは、アンズを二つに割って、それをシソ葉で包んで漬けたものを指している。

九二七年に完成した『延喜式』には、杏仁が調として信濃国などから貢納されたことが記されている。これはアンズの種子で、咳止めの漢方薬として使われていた。その果肉を食べるようになったのは、江戸末期になったといわれるが、食料に乏しい古代では当然食べられていたと思われる。

アンズの原産地は中国の華北地方といわれ、日本の在来種もここに起源をもつと思われているが、ヨーロッパ、ロシア、北アメリカにも、異種のアンズが栽培されている。

ナシの種子は静岡県の登呂遺跡から出土しており、弥生時代に食用に供していたことがわかる。奈良時代、持統天皇の時代にナシの栽培が奨励されていた。当時の収穫期は、七・八・九の三ヵ月で『延喜式』に甲斐、信濃、因幡の三ヵ国からナシが貢献されていたことが記されている。

多彩な果物の栽培

スモモは平城京跡からもその種子が出土している。『日本書紀』、『播磨風土記』、『出雲風土記』、『万葉集』などにも登場してくることから、古代に栽培されていたと思われる。しかしこの中国原産のスモモは、酸っぱいモモということで、あまり高い評価を受けていなかった。また近世になると巴旦杏とも呼ばれていた。明治以降、アメリカがこのスモモを改良して一八九二年プラムを育成した。このプラムのもつ酸味が肉食に合うことから、欧米諸国でその栽培が普及していったのである。

ビワは陽成天皇が八八三年（元慶七）に枇杷を賜ったと伝えられているが、その呼称は古い楽器琵琶に形が似ていることに基づくという。現代のビワは大きく、甘くてかすかに酸味を帯びてうまいが、古代のビワは、小さく、味もよくなかった。しかし栽培がなされていたと考えられる。

タチバナとカムシは、ともに柑橘類の一種である。『延喜式』によると、タチバナは相模国、カムシは遠江・駿河・相模・因幡・阿波などの諸国から産出している。当時両者はいずれも高価な果物であり、当然栽培されていた。

カキは近代になるまで日本における最大の果物であった。縄文・弥生の遺跡からカキの種子が出土することから、その歴史は古い。カキは日本・中国・朝鮮で主として栽培され、一九世紀にヨーロッパ・アメリカに伝播されたが、あまり普及していない。日本においては照葉樹林帯で甘カキ、ブナ林帯で渋ガキが主として栽培され、その北限は青森県になっている。現在商品化されているカキは、甘柿が主流であるが、古代のカキは渋ガキが多く、干柿に製造されたり、柿渋の原料となった。干柿は貯蔵性があり、大正月の儀礼食品として明治維新まで不可欠であった。また柿渋は漆器の下塗りや民家の造作の塗料として広く用いられてきた。

カキの品種は多いが、地域で特産物として栽培されている。京都府加茂町の浄瑠璃寺の門前では、一つの枝に甘ガキと渋ガキが成る在来種が栽培されている。ここでは接木ではなく、未分化の品種が残存している。そこで農家では勘で甘ガキか渋ガキかを見定めて収穫している。

古代のカキは、浄瑠璃寺のようなカキではなかったかと思われる。

モモ、クリ、アンズ、スモモに加えてナツメを中国では「五果」として重要視されている。ところが、多雨気候の日本では、ナツメは小指ほどの大きさにしかならず、甘さも少ない。そこで東北地方や信州、岡山県などでわずかに作られているにすぎない。奈良時代信州や因幡から干棗、大棗が貢納されていたが、これは栽培種で棗と書かれ、野生種は棘と記されていた。なおナツメの品種は多く、生食するほか、薬用、菓子用、料理用に向けられている。

アケビの実は紫色で美しく、楕円形をしている。ちょっと癖があるが、甘いので古くから食べられていた。いまのアケビはすべて野性であるが、奈良時代には栽培されていた。またアケビの新芽は塩蔵しておき、これをもどしておひたしにして食べる。そのうえアケビの蔓は篭などの細工物にも製造されている。

私は北信濃の小布施町生まれだが、庭にはウメと豆ガキの古木があった。施肥、剪定などをしない半栽培であったため、隔年結果で、あまり収量がなかった。古代における果物の栽培の多くは、このような半栽培か、野性であったと思われる。昭和初期までの農林省（農商務省）統計をみると、果樹栽培はすべて本数で示されている。これは集団栽培が少なく、畑の畦道や庭先に散在していたからである。

古い歴史をもつ倭林檎

日本におけるリンゴ栽培の歴史は古く、少なくとも奈良時代にさかのぼる。奈良市の春日神社は、古代権勢を振った藤原貴族の氏神で、その社格はきわめて高い。その神社の拝殿と本殿の中庭にリンゴの木が植えられ、「林檎の庭」と呼ばれている。ここのリンゴはいわゆる倭林檎で、小玉で果肉が薄く、糖分も低いので酸っぱく、生食してもうまい果物ではない。したがって、わが国では明治になるまでリンゴが大規模に栽培されることがなかった。そこで主要な果物は、カキとミカンであり、そのほかに甲州種などのブドウが部分的に栽培されていたにすぎなかった。

まだあげ初めし前髪の
林檎のもとに見えしとき
前にさしたる花櫛の
花ある君と思ひけり

島崎藤村が二六歳で処女詩集『若菜集』（一八八七年・明治二〇）を出したが、この「初恋の詩」に登場する林檎は、在来種の倭林檎であった。「林檎畑の樹の下におのづからなる細道は…」とうたわれていることからも、野生種ではなく栽培されていた。残雪のある恵那山を前に、美しく咲くリンゴ畑のある風景が幻想的にうたわれている。しかし、狭い馬籠宿の屋敷畑に広いリンゴ園があったとも思われず、自家用に数本ずつ栽培されていたのが現実であろう。

倭林檎は林子とも書かれ、リンシとも発言されていた。信濃川の源流地帯である長野県川上村では、一八七七年（明治一〇）に発行された村誌（いわゆる皇国地誌）に特産品として林子があげられている。これは恐らく山野に自生している倭林檎から収穫されたものだと思われる。いまでも川上村の奥山、秩父山地では、五月中下旬になると樹高が一〇メートルに達するリンゴの巨樹が、無数の白い花をつける。新緑の森の中で咲き誇るリンゴの花盛りは実に壮観であるが、いまではまったく利用されていない。

野性のリンゴは生食用には向かないが、ジャムなどに加工用には適している。このような野性リンゴに手を加えて半栽培し、その果実を利用することが、村起こしの事業になりうると思われる。

川上村では野性のリンゴをリンキと呼んでいるが、村農協では接木によってリンキの苗木を一〇〇〇本ほど育成し、一九九〇年春組合員全戸に無料で配布した。ところが組合員の多くはリンキ栽培の意義が充分に理解できないため、その栽培管理が心もとないという。農協ではリンキでつくったジャムが高品質のため、将来その量産化することを夢みている。まだ余分の苗木があるので、今春若干の本数をもらい受け、わが家の畑に定植してみたいと考えている。

明治維新政府は、国家の近代化をめざして殖産興業政策を進めた。当時日本の経済は、農業

が主体であり、欧米先進国から作物の種子と苗木、家畜の種畜を輸入して、その近代化を図った。一八七二年（明治五）内務省勧業寮の新宿試作場（現新宿御苑）、北海道開拓使の青山官園（現青山墓地）で、接木による果樹苗木の生産を始めた。一八七四年には成長して、配布ができるようになった。そこで同年一一月からリンゴ、モモ、オウトウ、ナシ、ブドウ、イチジク、スグリ、フサスグリ、アンズ、スモモ、マルメロなど一一種の苗木を、一県当たり三本ずつ、五九府県に配布した。第二回は一八七五年で、ハタンキョウを加えて一二種の果樹苗木を、一県当たり三四六本ずつ配布した。この中でリンゴが最も多く、一県当たり七九本ずつ配られた。それまでの苗木は、すべてアメリカ合衆国など洋種であったが、第三回は中国産のブドウとイチゴを加えて一四種類、一県当たり一八三本の苗木が、三九県に配布された。このさい、リンゴの苗木は一県当たり一三〇本で、全体の七一％をしめていた。

勧業寮の配布した果樹苗木で、最もリンゴが多かったのは、政府が果樹農業の中核にリンゴを当てて、新しい農業部門に成長させようと図っていたからだ。当時輸入された洋種のリンゴは「西洋華果」と呼ばれていた。それは倭林檎にくらべて、果肉が厚い。糖度が高くて甘く、かすかに酸味を含んでいるために、美味な果物であった。一八八〇年（明治一三年）米一升とリンゴ一個の価格はともに一〇銭で、リンゴがきわめて高価であったことを示している。

勧業寮が配布した苗木をもとに、全国各地でリンゴをはじめとする果樹栽培が試みられた。しかし地域の有力な産業部門として果樹農業が発展したのは、青森リンゴぐらいなものであった。青森県で勧業寮から配布された第一回の苗木を、一八七五年四月に受け取った。このさい配布されたリンゴは、弘前の旧士族に与えられたが、二年後の一八七七年に初めて結実して商品化された。

西洋リンゴの栽培は長野・山形・岩手などの諸県にも定着したが、養蚕の発展に押されて伸びなかった。リンゴの生産が大きく発展するのは、昭和恐慌以降のことであり、現在九〇万トンが産出している。そして現代人はリンゴといえば、西洋リンゴを指し、倭林檎はすっかり忘れられた存在になっている。

木曽のスンキ漬

木曽地方には塩をまったく使わないで、乳酸菌のみで発酵させたスンキという漬物がある。スンキの種は、山野に自生している山ブドウ・ズミ・小ナシなどの果物からジュースをとり、その酸を発酵させてつくったものだといわれている。現在野性の果物から直接種をとることなく、スンキを桶から引き上げて汁を切り、寒中のうちに日陰干しにして保存する。一〇～一一月にかけての漬物の季節になると、乾燥したスンキを湯でもどして、細かく刻んで、これを種にしてスンキをつくる。最近冷蔵庫でスンキ漬の汁を保存し、それを種にして漬けるという技法も採用されている。

スンキの菌は塩分をきらうので、専用の漬物桶が用意される。材料には地元特産の木曽菜（福島菜）、野沢菜なども用いられるが、末川カブ、王滝カブなどの菜を使ったものが最高級品である。漬けるには、菜を沸騰した湯の中に浸して雑菌を殺す。これを「湯をくぐらせる」といって、スンキの菌が活動しやすい条件をつくり出すのである。あらかじめ漬物桶の底にスンキの種を散らかしておき、その上に熱湯のしたたる菜を詰める。さらにスンキの種と菜を交互に入れて漬けこむ。最後に重しを置いて、冷めないように毛布などで覆って、保温しておくと、二、三日で発酵して食べられるようになる。

木曽御嶽山の山麓に広がる開田、三岳、王滝の三ヵ村は、奥深い山村の多い木曽地方でも、最も隔絶された地域である。標高一二〇〇メートルにおよぶ高冷地山村の冬は長く、一一月から四月にわたっている。したがって越冬用食料の一つである漬物は、量、数ともに豊かである。漬物には大量の塩を使うが、鉄道開通前まで塩は貴重な物資であり、相対的に価格も高かった。そこで塩をまったく使わないスンキ漬が、生活の知恵として生み出されたものであろう。

木曽の山間部には、開田村原産の末川蕪、王滝村原産の王滝蕪という赤カブが栽培されている。これらのカブを地元では紅カブとも呼んで

いるが、飛騨の赤カブにくらべて赤みは少なく、紫色かかっている。これを小糠漬にするが、その葉茎部がスンキ漬に用いられる。カブの葉は木曽菜や野沢菜よりもこわいので、塩漬にしてもうまくならない。ところがスンキ漬にすると柔らかくなり、おいしく食べられるものも不思議なことである。

スンキ漬は一斗桶に漬けるが、大量消費をする家庭では二斗桶を使用する。風通しのよい漬物小屋におけば、三月まで保存できる。スンキ漬には削り節と醤油をかけて食べるが、手打ちそばの汁に細かく刻んだスンキ漬を入れたものが、スンキそばである。また吸物よりやや濃いめの汁にスンキ漬を入れ、ゆでたそばの上にかけたものが、スンキとうしである。さらに雑煮やうどんの具にも用いられている。

塩を用いないスンキ漬は、ビタミンを豊富に保有しており、栄養学的にもすぐれた食品である。また減塩の健康食品としての評価も高まり、地元の木曽農協が量産している。

蘇鉄とパパイア

奄美諸島など南西諸島では、ソテツの澱粉を広く用いられてきた。しかしソテツの実は毒気が強いので、子守は子供がソテツの実を口もとに持っていかないように留意したという。また解毒のための灸の壺さえ伝承されている。

ソテツは一〇～一二月に美しい真赤な実をつける。奄美ではナリの実と呼んでいるが、これを木槌で割って、中の実を抜き取る。その際白い実に赤い表皮がつかないようにすることが肝心である。白い果肉を水に七日間ぐらい浸してアク抜きをしてから、臼に入れて粉末にする。一方ソテツの幹を割り、芯を細かく刻んで発酵させてから、川の水でアク抜きをする。それを鍋などに入れて沈殿させて、澱粉をとる。これをセンというが、実からとった澱粉の方が上質である。

このソテツから澱粉を製造するのは、なかなかの重労働だが、すべて女性の手で行われてきた。ソテツ澱粉を用いた粥（センガイ）は、消化がよいので夏ばて時によく老人が食べたという。なお澱粉は厚さ一・五センチ、直径三センチの団子状にして乾燥し、貯蔵しておく。

ソテツの澱粉の主要な用途は、ナリ味噌をつくることであった。春の四～五月、秋の九～一〇月が味噌の仕込み期である。まず米もしくは麦一〇キロで麹をつくり、これに大豆一五キロ、ソテツ澱粉四〇キロと混ぜて仕込む。二年も経つとナリ味噌は熟成して真黒になるが、これで魚を炊くと骨まで柔らかくなる。また豚味噌や漬物に用いると、奄美独特の風味が味わえるという。

そのナリ味噌づくりは大変な作業のため「ユイワク」（手間替、標準語では結）で営まれてきた。ところが、一九七〇年以降、ナリ味噌の製造は急減していった。奄美で最もナリ味噌造の盛んといわれる加計呂麻島でさえ、一割程度の家でつくっているにすぎない。ここでは里山に半栽培のソテツ山がみられる。晩秋真赤な実をつけるのは壮観だが、これを全量使え切れないほど、ナリ味噌の生産量は減ってしまった。しかし西阿室小学校では、時折、ナリ粥を給食に用いるなど、地域の食文化の伝承に努めている。

ソテツの実はシイの実とともに、厳密にいうと、果実でなく、木の実であるが、奄美では市場でこれらは売られており、未だに日常食として維持されていることを示している。

南西諸島では夏の日射が強いために、ナシ・キュウリ・トマトなどの夏野菜は、冬や春が旬になる。五～九月の間は紫外線が強く、野菜がうまく育たない。その野菜の代替になっているものにパパイアがある。中国では木薯と書かれるパパイアは、成熟すると生食するが、未熟なものは野菜として漬物にしたり、あるいは煮物や味噌汁の具にしている。庭先に一～二本のパパイアを植えた家が多いのは、ソテツ同様に鑑賞用ではなく、食生活に欠かせない果樹であることを示している。

（つづく）

研究会・日本の川を考える ⑨

近世の河川改修と現代の河川改修

大熊　孝（新潟大学教授）

月　日　1月19日
場　所　大日本山林会会議室
参加者（敬称略）内山・田中・萩野（会員外一二名）

《問題提起》

一、河川の特性

河川を土木的な視点でみるとその特性は、「地域的に場所的に時間的に変動が激しいもの」といえる。工学では対象は一定の物を扱うことが多いが、土木の分野は変動の激しいものを対象にする。特に河川工学は変動の激しいものを扱っているといえる。例えば流量にしても、洪水から渇水まで変化するし、一日のうちでも雪溶けの時期は朝と夕方では倍以上も流量が違うことがよくある。むろん降雨でも変わる。

しかも、人為の影響を受けやすい。例えば、人間の手が加わって、流路などは変えられている。特に扇状地河川などは、放射状に流れる河川が中世の時代にかなり流路を固定されている。扇状地河川ではないが利根川でも、もともと東京湾に流れていたのを銚子に流すようになった。自然は一見変わりにくいもののようだが、人為によって変わってきたのが河川といえる。

二、河川の技術の分類(1)

言葉はあまり練られていないが、次のように考えると理解しやすいと思う。

①思想的段階　それぞれの時代における自然条件・社会条件を与件として、河川をどう開発・保全するかという大局的で思想的段階。計画段階ともいえる、例えば武田信玄の例でいえば、釜無川と御勅使川（みだいがわ）との合流点で洪水時に氾濫がくりかえされ、甲府盆地が再々水害に見舞われた。信玄が御勅使川に将棋頭を設けるなどして2つ分け、上流側の分派川を釜無川と合流させて高台にぶつけ、その反転流を下流の分派川の合流点にぶつけ御勅使川の水勢を殺いで、洪水を防いだことが上げられる。洪水を分けて合流させ、反転させ洪水を制するという考えは、地形条件を良く知っていなければ発想できないのだが、「この川をどう治めるか」というのが思想的段階といえるのではないか。

②普遍的段階　中世ヨーロッパでは、川の水の元は雨にあるということすら理解されてなく、「海の水が川に登って落ちてくる」という絵があるほどであった。ルネッサンスの頃まではそんな認識だった。日本人は「雨が降ったら川の水になる」と直感的に知っていた。自然現象を普遍的に認識しないと川の問題は扱えない。そうした川の流体力学的な把握とそれに基づいて河道をどう計画するか、そのような手法をこう名付けてみた。信玄は、高台に御勅使川の分流をぶつけるとそれが跳返って御勅使川の洪水にぶつかるという流体力学的なことを直感的に知っていたのに違いない。

江戸時代と明治時代を比較するとこの部分が変わってくる。日本人は、江戸時代から水位は計っているが、毎年計画的に計って治水計画に反映するところまではやっていない。明治になってオランダ人の技術者がきて、量水標を立てて系統的に計って利水・治水計画に生かした。土砂がどう流れるかも江戸時代では掴みきれていなかったようだ。近代科学が入ってきて初めて流水の自然現象を正確に把握して、治水計画に反映できるようになった。江戸時代はそうした普遍的にとらえることは弱かった。

③手段的段階　信玄が石積みして分流に使った将棋頭や、堤防、水制・堰・ポンプなどの個別技術の段階を指す。江戸時代と明治二〇年代以降に差がある。明治初期の段階までは、オランダ人は堰とか水門とかの近代的技術はあまり使っていない。二〇年代以降淀川治水工事から、浚渫船やエキスカベーターなど大量の掘削する土木機械を輸入、トロッコや土

運船なども使って大きな工事をやるようになった。江戸時代でも、江戸川の掘削に一〇〇万立方メートル程度の土砂を掘っているが、関東ロームの掘りやすい地質で、掘った土はそのまま横に積めば良いからできた。一七世紀に淀川に合流していた大和川を掘削し堺港に流したが、洪積台地を削っただけだから、一〇〇～一五〇立方メートルもの土が掘れた。石礫のところを掘ったり大量の土砂を運ぶことはできなかったが、明治二〇年代から機械でそれが可能になった。

水門とか堰も木も石から、鉄やコンクリートに変わり大きなものが作れるようになった。これもポンプがあって初めて築造が可能になった。川辺りでは大きな構造物を作ろうとすれば、基礎をしっかりするために掘っていかねばならないが、それは地下水との闘いだ。江戸時代にも足踏み水車を何十台と並べて、地下水をくみあげて基礎を作ろうとした。しかし、限界があった。それが明治になり蒸気ポンプが入り、電動ポンプとなって可能となった。ポンプは低平地の水を汲出して、乾田にするという点でも役立った。

洪水の時には水を防ぎ、平常は水を利用するという、河川に対する相反する要求を満たすため水をコントロールするものが堰や水門である。堰は「洪水時にゲートを上げて水を流す」もの、水門は「洪水時にゲートを閉めて堤防の代わりになる」（洗堰というのは水門の一種）ものだが、江戸時代は堰や水門の頑丈なのが出来なくて苦労をしている。信濃川で、三条の上流で寺泊に向けて放水路を抜いている。この計画は江戸時代からあったが、明治になって作られた。それは、平素は水門をあけて堰で水位調節して信濃川の本川に流し、洪水時には水門を閉めて堰をあけ放水路に流しているが、江戸時代の堰・水門の技術では、全部放水路に流してしまい新潟平野は枯渇してしまっただろう。

江戸時代に発想されたものが、明治以降近代的技術手段で完成する場合もあって、江戸時代と近代では思想的段階では差はあまりない。普遍的な段階での差、手段的な段階での差があった。

三、河川技術の分類(2) 技術の担い手による分類

①私的段階（小技術） 洪水氾濫から、自分自身や家族や私有財産を守るための技術段階。自分の家を高くする水屋などがこれ。桂離宮の書院も水屋と思う。今まで桂川が何回も氾濫したが、書院はそれでも浸水しない高床に建設している。

②共同的段階（中技術） 洪水氾濫などから自分たちの地域・仲間をどう守るかといえ立場から実行される技術段階。洪水がでた時に土嚢をかついで堤防を積む水防技術がこれに当たる。ここでは、地域間対立が生ずる。水争いがそれだ。

③公共的段階（大技術） 為政者や権力者が、権力をもって大局的立場から実行する技術段階。これは、地域間対立を解消する技術として考えることもできる。

防災技術をこの三つに分けて考えると、「何が不足か」「何が十分か」がよく分かる。

雪の問題で例示すれば、自分の家の雪下ろしは①で、流雪溝に雪を投げて溶かすというのは②だ。流雪溝を自分勝手に使うと雪が詰まって水害が起きる。地域ごとの投入の順番や水の使い方を決めないと機能しない。ロータリー車などで国道・県道の雪かきをするのは③の段階といえる。いま一番困っているのは①の段階で、一人暮らしの老人の家の雪下ろしが問題になっている。特に明治以降水害防除という点では、①②の部分が薄くなり無くなっていく。江戸時代では、手段的技術が発達していなかったため、この三つの技術をうまく組合わせて、水害に合わないようにした。明治以降は公共的段階で対応しようという方向にきている。それは、地域間対立を解消する狙いもあった。

四、近世治水の特徴

手段的段階の技術が未発達で、自然の変動に従属せざるを得なかった。また、直接的な地域間対立を解消できなかった。江戸幕府も補助金を出して治水工事をやるが、「年に七〇〇〇両しか出さない」などの規制をしたので、資金不足から「自普請」に頼ることになる。すると水制を長くして洪水を対岸に流そうとする。そのため「水制を勝手に長くしてはいけない」というお触れを幕府はだしたほどだ。

この時代は、技術を地域住民が持っていた段

階で、川で生活を立てる人も多く、川文化を持っていたともいえる。

また、自然の材料を使い、自然に調和した技術という特徴を有していたがこれは自然に受身の技術ともいえた。だから、治水技術としては「溢れることを前提にして溢れたらどうするか」が考えられていた。江戸時代初期の『百姓伝記』には、「溢れそうになったら一番被害の小さい堤防から溢れさす」とか、「水害防備林のあるところから溢れさせる」など記述し、計画規模を越える洪水がきた時の対応が書かれている。江戸時代の治水技術だった関東流（開幕当初の代官頭伊奈忠次に始まる技術）は、ある段階以上の洪水を遊水地へ「溢れさせる」技術が卓越していた。この考えは、関東流のあと堤防を重視したといわれる紀州流にも引継がれる。明治以降は、「溢れない」ことを前提にし、護岸や堤防を考えてきたが、溢れたらどうする――ということを考えていない。最近はスーパー堤防とか遊水池など溢れることを前提にした治水にシフトし始めている…。

五、近代治水の特徴

血縁、地縁など封建的な村落共同体のようなものは、近代化にとっては不都合として取り払い、国家と個人を直接結び付けようと政府は考えた。近代化によって私的・共同体的段階の技術は消滅し、公共段階の技術に集中していった。技術は建設省等行政が独占し、住民側からの代替提案はできない状況になった。その背景には、明治以来の行政の努力で水害が克服された――という思いが住民にもあるのかも知れないが。

共同体は道普請などの共同作業で支えられてきたが、共同作業の煩わしさをさけて作業に出るよりお金で負担するようになってきた。道普請をしなくてもいいようにアスファルトで舗装するなど、近代化は自然の制約からどれだけ解放していくか――でもあった。自然と煩わしい付合いを避け、維持管理を毛嫌いする思想は、いまもあって「時間的変動を許さない固い構造物」、建設には投資しても継持には資金と手間のかからないものを作ろうとしている。それが、象徴されているのが三面張りの河川だ。

いまの基準では例えば利根川は二〇〇年に一度溢れるかどうかで、滅多に洪水も無くなった。直接的な地域間対立はなくなった。しかし、水害裁判など形を変えた地域間対立は出てきている。

技術の独占の影で水害はなくなり、取水はしやすくなったが、一方で河川はみすぼらしくなった。三面張り、コンクリートの護岸、散乱するゴミなど余りにも今の河川はみすぼらしい。川で生活する人はいなくなり、川は文化を失なった。

六、ポストモダンの河川技術

情報化時代は、誰でもパソコンをあやつり、難しい計算ができるように、河川技術を解体できる条件を作った。もう一度誰もが河川技術を共有できる時代になるであろう。各種のデータが、コンピュータを通して公開されれば、思想的段階や普遍的段階では、計画手法・自然現象の認識などは誰でも参加できるようになるのではないか。そのはしりが、長良川河川堰問題にあるように思う。

地球環境の悪化の問題は、自然の循環系を壊さずに、人間活動をそのなかに組み込むという考えの技術を要求する。河川技術も、河川の時間性・場所性・個別性を尊重して、人間活動をそこに調和させていかなければならないだろう。

スイスのクリスチャン・ゲルディー氏が、直線化した河川を蛇行させて瀬や淵をつくり、魚が住めるようにし、「できるだけ自然に近い河川工法」ということで『近自然工法』として脚光を浴びたが、建設省も勉強を始めている。動植物の生命を河川においても大事にしようと見直されているが、その場合に水制や護岸のやり方など、自然材料しか使えなかった江戸時代の技術が見直されてもいいのではないか。

河川は場所的にも時間的にも変動が激しい。その変化を身近に見れる人が対応するのが一番良い。地域住民が中心となって、共同体的段階を主体として、行政による公共的段階と、個人による私的段階がそれを補完する河川管理が望ましい。

川文化が再生されない以上、川は面白くならないだろう。

《質疑》

◇日本の河川の特色は、急流で砂礫を含んでいることか。

大熊　砂礫を含んでいることだ。ライン河でも

流速は秒速2メートル以上あり、流速だけで議論できない。

◇住民が川に思きを馳せるにはどうするのか。アセスも住民側から提起すべき時代だ。

大熊　河川で生活する人は少なくなったが、まだ河川敷で農耕がされている。大事にしたい。河川法の改正で市町村も河川工事が出来るようになった。その点を活かせば、住民が川を考えるきっかけになりそうだ。川文化が無くなる一番の原因は水質の悪化からだ。信濃川でもBOD二PPMというが、とても泳ぐ気にはならない。水をきれいにする技術は確立している。合併浄化槽を下水道があってもつければいい。ヨーロッパでスイスからオランダまで、ライン川を一二〇〇キロ下ったが、空カンやごみは川にはない。家の高さや色の規制にも見られるように、地域住民の共同体意識の高さを感じる。

◇ヨーロッパでは川で泳いでいるか。

大熊　スイス内のライン川では流れに流されないように垣はしてあるが、川で泳いでいる。日本でも川がきれいなら泳いでいる。

◇漁業協同組合が放流をするが、川を細切れに管理してしまう。流れるものとしての感覚を漁業協同組合が失っている。共同体意識は生まれるか。

大熊　絶望的だがあきらめてはだめだ。私も「新潟水辺を考える会」の会長などして運動しているが、そうした努力をしないと現代に生きる面白さも無い。

◇信濃川のは大河津分水で浜が痩せたのか。

大熊　寺泊に砂が溜っているようだ。新潟西突堤の影響やガスの採掘などで新湾の地盤沈下がすすんだことも新潟の海岸がやせた原因と考えられている。テトラポットを並べて浸蝕を防いでいるが、日本の浜はテトラポットだらけだ。ライン川やオランダの大堤防ではテトラポットは使っていなかった。

◇三面張の影響は。

大熊　三面張は水中と土中の交流を断つ。夏はコンクリートの表面は六〇度にもなり植物は生えず、生物の循環は無い。石積みなら生物も住み、水も浄化される。

◇近自然工法では費用はどうか。

大熊　蛇籠粗朶沈床などできる人の養成が必要だが、それができれば費用は極端に変わらないだろう。新潟では粗朶工法が残っていて、粗朶組合があって、山も手入れができる。蛇籠・粗朶工法でも維持管理さえ良ければ強度はある。

◇住民に維持管理をまかせてはどうか。

大熊　堰堤の草刈りも住民は面倒という意識だ。松戸市が六九年に「何でもやる課」を作ってマスコミから評価されたが、住民がやるべきことを行政がしてしまうことになった象徴的なことだ。いま、あれが良かったかどうかが問われている。

◇年四回用水の草刈りをしているし、神社の手入れも町内でしている。

大熊　岩手県遠野町では、川掃除を年数回しており、共同体意識が残されていると言える。

◇堰によって上流に砂が溜り、浜が小さくなっている。そのため建設省は浚渫し、河口はテトラポット。膨大な国費を投入しているが、堰は必要か。

大熊　農業用水・水道用水をもらい、洪水がないようにということで、昔から堰は多く作られてきた。ある程度やむを得ないのではないかと考える。

◇「多自然型川造り」の通達が建設省から出ているが、今後広がるのか。

大熊　護岸などの施設は多自然型が多くなろうが、維持管理の予算はまだ十分でない。まだ河川行政の未端まで考え方が浸透しておらず本物ではないが、いずれ主流になるだろう。

◇ある山村で平地が少ないので、蛇行した川を直結して川の跡を開発しようとしているが。問題はないか。

大熊　「川回し」ということで珍しいことではない。山間部だから洪水氾濫はないが川の変化はあろう。

効率化で時間を短縮することが、唯一の目的になっている時代だ。街路樹に大木の樹木を新たに植えているが、そこの住民と共通の思い出のない樹木は、大木でも馴染まない。住民と時間を共有できる川にしたい。それが川の文化をつくるきっかけになろう。土木屋は時間を短縮して変動を無くすることに務めたが、建設省も多自然型工法を言い出す時代となったのだ。

定点調査メモ ④

戦前期の上野村における商品生産小史

〈上野村〉

志賀和人

戦前の上野村における商品生産への対応を、資料や聞きとりにより跡づけてみると以下の通りである。

農業（耕種部門）　戦前期には養蚕とこんにゃくいもを除くと、農業部門は自給食料の確保を中心としたものであった。昭和十年の耕地面積四百十九町のうち、田が二町、残り四百十七町が畑であった。大麦、馬鈴薯、大根などが主な作目で、「一般農家では夜はとうもろこしがゆをすすり、ジャガイモや菜葉・大根葉を切りこんで挽割飯を少し入れて、グツグツ煮て味噌で味をつけた雑炊で、おじやとしてよく食ったもんだ」といわれている。

養蚕　昭和十年の養蚕戸数は三百八十二戸で、これは当時の農家戸数の七二％に当たる。桑畑面積も二百十一町と、昭和三十年代の約二倍であった。当時は、「蚕が当たるか、はずれるかに一年の暮しがかかっていた」、はずれれば盆暮勘定で借りていたつけが払えない。「三時起きしてちょうちんつけ、三時間もかかる遠い所から桑を切ってきたもんだ。夜が明けてからじゃあ帰りにガンガン日に照らされて桑がしなびちゃうから」。養蚕の盛んな頃は、長野や新潟方面からの出稼ぎの雇用もかなり行われていた。こうした養蚕も衰退していく。

こんにゃくいも　大正初期には養蚕より収益がよいということで、栽培を奨めたという記録が残されている。しかし、種玉購入資金がかかりいること、当時の栽培技術では日当たりの良い南面傾斜地に限られることから、栽培は一部の上層農家に限られていたようである。農村更生計画のなかで、群馬県は奨励作目のトップにこんにゃくいもを取り上げるが、戦時体制に移行するなかで、その栽培の拡大は戦後を待たねばならなかった。

木炭と木材　上野村の木炭生産について語るとき、与志本との関係を忘れることはできない。由井家は十石峠を隔てた大日向村の名主で、明治二十年に木炭問屋「与志本商店」を開業する。その後、販売先を京浜地区まで拡大し、大正初年には年間数十万俵を取扱う産地問屋に成長している。それは、同時に集荷圏の拡大の過程でもあった。上野村は、明治中期からすでにその集荷圏に組み込まれていたが、末期になると日用品一切を製炭夫に支給し、専従で木炭を生産する直営的な製炭経営も行われていた。大正期に入ると、与志本は経営の安定を背景に、将来の木炭事業の拡大と枕木・角材生産の資源確保のため、中の沢・白井・浜平・野栗沢の三千五百町余りの共有林を購入した。

昭和二年に出張所が上野村に設けられ、社有林の素材生産跡地に、専業的な製炭夫を入れ炭を焼くという形態が定着する。それが昭和三十年代半ばまで続けられた。与志本の直営製炭は白炭が主体で、ピーク時の昭和五年頃には十数万俵の生産が行われていた。一方、農家による木炭生産も、昭和期に入ると新町経由のトラック輸送への転換と養蚕に変わる現金収入部門として、その生産が拡大する。しかし、木炭生産も戦後三十年代を最後に衰退していく。

以上、上野村の戦前期を題材に、山村における商品生産の諸相を簡単に追ってみた。山村という自然的な条件と人々の生活、生活の糧を得るための商品化、これらの諸関係は戦後において、いまどのように変わったのだろうか。現在の上野村での様々な試みには、私は語るべき何物も持っていない。自然と人間の生活、その豊かで安定的な発展がいかに困難な課題か、噛み締めざるを得ない。

（全国森林組合連合会指導監査部）

定点調査メモ ④

白ろう病と異業種協議

私が海山町に引かれたこと

〈海山町〉

佐野　稔

地元の国民森林会議の会員の人柄にひかれて、海山町の定点調査に関連して名前をつらねてから約五年になる。その会員が病に倒れてからご無沙汰し、三年ほどほとんど何もやっていない。全く申しわけないことである。したがって、書くべき実績がないので、当初やろうと考えた問題関心を書いて中間報告にかえたい。

一九九〇年春まで約四〇年間勤めていた大学は和歌山にあり、三重県と同じ紀伊半島で隣同志である。とはいっても、和歌山市から海山町にくるには、大阪――東京間の二倍位の時間がかかる。近くて遠い間柄である。東海道・幹線から外れて交通に不便で過疎問題をかかえている。奈良県をはさむ形で、いずれも海と山とをもっている。なにかと共通の問題をもち、お互いに学ぶところがあると考えた。

わたしは、林業・山林とまったく無縁な労働問題・社会政策の専攻である。私の問題関心は二つあった。ひとつは、山林労働者の「振動病・白ろう病」問題であり、もうひとつは、「過疎」、「斜陽」産業にかかわる「まちづくり」運動であり、それとの関連での原子力発電所建設の問題である。

まず、第一の「白ろう病」問題。わたしは和歌山で一九六四年から労働基準審議会・労災部会の公益側委員をやっており、とくに民有林での患者の多発と補償問題の難しさを長いあいだ痛感していた。行政だけにたよるのでなく、自分自身で調べ、勉強することによって解決をもとめていた。それを、労働者・組合側への接近から始めていた。ところが、初めて海山町を訪ねたとき、森林組合・経営者の白ろう病問題への対応は、労働者・組合にたいして非常にきびしいものに感じた。だが、これは、かならずしも当地だけでなく、一般にみられるものであった。この問題は、労使を中心に関係者がホンネで話しあうことによって初めて解決できると思っていた。林業振興、後継者問題、林業労働者の確保、技能の継承などの共通の課題をもつ労使にとって、白ろう病問題についても、世話役の会員をなかだちにして、ここでこそ率直な話しあいができなければならないと考えたのである。

第二の問題。当地で、若者もふくめた異業種の仲間が「まちおこし」運動に懸命にとりくんでいるのに心うたれた。「過疎」問題とあわせて、和歌山と同様に、地元は、原発建設の賛否をめぐって相争う形となっている。三重の場合は、海上戦をともなった激しい闘いのあと、建設が阻まれ一応静かな状態であった。その意味で、電力会社はことなかれ、紀伊半島を原発基地にするなという住民運動にとっての先輩格であった。「まちおこし」運動グループが原発問題をどう捉え対応しようとしているかということは、当時それが最大争点になっていた和歌山にいる私にとっての大きな関心事であった。また、この問題は、自然・環境保護と深くかかわる林業振興と無縁といえないように思えた。

ところで、和歌山では、チェルノブィル原発事故以降たかまった「草の根」の反対運動、首長選での反対派の勝利などによって、昨年、建設を阻止しえた。そして、いま、原発建設をめぐる長年にわたる対立・抗争が「まちおこし」を決定的におくらせたとの認識にたって、「原発ぬきのまちづくり」を進め始めている。だが、三重では、最近、原発建設への動きが再燃してきているように聞く。

まだ、当分、両者のあいだには、互いに学びあうべきことがありそうである。

（和歌山大学名誉教授）

切り抜き森林・林政ジャーナル

〈新聞・この三カ月〉

12～2月

12月

▩日経　木材製品の関税撤廃を米林産協会副理事長日本の交渉姿勢に不満（二日）

全米林産協会のスティーブ・ロベット副理事長は日本経済新聞記者と会見し、「日本は今年六月の日米木材協定で約束した関税貿易一般協定（ガット）の場での木材製品の関税撤廃努力を実行していない」として、ガットの関税交渉における日本の姿勢に強い不満を述べた。また「ガットで十分な成果が得られなければ、提訴済みの案件には適用できるスーパー三〇一条（不公正貿易国・行為の特定・制裁）の活用も検討せざるをえない」として、三日から始まるガットの閣僚会合に具体的な提案をするよう日本政府に要請したことを明らかにした。

▩朝日　リゾート法対象の施設ゴルフ場を除外　静岡県知事が表明（五日）

静岡県の斉藤滋与史知事は四日、総合保養地域整備法（リゾート法）に基づいて低利融資などを受けられるリゾート施設から、ゴルフ場と会員制の施設を除外する方針を明らかにした。リゾート法による構想は、すでに二十四道府県が国の承認を受け、静岡など十六県が申請あるいは基礎調査を済ませた段階だが、目玉施設のゴルフ場を実質的に締め出す方針を明確にしはのは全国でも初めて。

▩毎日　人と水のかかわりに関する世論調査「おいしい水飲みたい」七割（十日）

国民の三割以上は、いま飲んでいる水がおいしくないと感じ、七割近くの人が今後、飲料水の質の向上を最も望んでいることが九日付で総理府が発表した「人と水のかかわりに関する世論調査」で明らかになった。人と水のかかわりでは、ウォーターフロントなどの人気が高まっているが、二十一世紀に向けての水の新しい役割として、水辺利用を求めている人は一五％弱にとどまった。水に関しては、生活に密着したレベルでの改善が求められているといえそうだ。

▩徳島　全林野労組とマスコミ自然環境保護で共闘（一三日）

自然環境の保護が叫ばれている中で、全林野労働組合（阿部保吉委員長、二万七千人）がマスコミと〝共闘〟するというユニークな活動を始めた。森林の問題は手入れの不備、国有林の赤字、人手不足など深刻である。同労組は職員大幅減も絡めて、森林を守るために、これまでにも街頭宣伝、びらやちらし配布などでその都度訴えてきた。緑を守る目的と総論は政府も労組も同じ。マスコミの論調も同様ということで、今年から活動方針を変え、新聞社、テレビ局の協力を得ることにした。

▩毎日　国有林野事業二〇一〇年までに二兆円の債務一掃　林政審が最終答申　第二の国鉄回避へ（一八日）

林政審議会（首相の諮問機関、会長、中野和仁・日本穀物検定協会会長）は十七日、「今後の林政の展開方向と国有林野事業の経営改善」について最終答申をまとめ、山本農相に提出した。この中で九〇年度に二兆二千五百十一億円にのぼる債務残高を抱え第二の国鉄と危ぐされる国有林野事業を再建するには①累積債務を経理上、経常事業部門から切り離す②債務処理に一般会計などからの繰り入れを認める③九三年度以降の要員を現行の三万四千人から二万人以下とする④全国三百十六カ所の営林署を三分の二程度に統合する――ことなどを提言。二〇〇〇年度までに経常事業部門の収支を均衡させ、二〇一〇年には累積債務の一掃を目指すべきであるとしている。

平成3年1月

▩高知　林業不振は行政責任　県民世論調査（四日）

高知新聞社は昨年末に実施した県政世論調査の中で、環境資源、産業両面にかかわる今日的課題として対応が問われている「山の危機」について特に質問を設け、県民意識を探った。その結果、三人に二人が林業と緑の中心的な守り手は「国民」「国」ととらえ「山」

を共有財産とする意識の高さを映し出した。また、森林保全、林業振興のための財源確保については、あくまで国の予算内での対処を求める声が半数近くを占めたが、水源税やグリーンタックスのような「目的税」の創設を支持する考えも三割を超え、税負担を拒まない積極派の存在が注目される。（中略）「山」に関しての意識を問う質問は五項目。まず、木材価格以外の林業不振の原因は、「国、県の政策、振興策が不十分」とする声が四九・一％で群を抜いた。

▩熊日　自然資源の増減を要素にグリーンGNP導入　OECD環境相会議で採択へ（九日）

今月末、パリで開かれる経済協力開発機構（OECD）環境相会議で、一般に普及している経済指標の国民総生産（GNP）に、森林など自然資源の増減を資産要素として組み入れた別の経済指標「グリーンGNP」を確立する必要がある、とする勧告の採択が確実となったことが八日、パリの現地から環境庁に入った連絡で明らかになった。現状のGNPでは、例えば熱帯林を伐採して木材を輸出した場合、収入や投資額は計算されGNPは上がるが、森林資源の減少は統計上、どこにも反映されない。

▩日経　「環境問題は先進国の責任」基本原則決定　中国、内政干渉を拒否（一九日）

中国は九二年の国連環境開発会議に向け、地球環境問題の解決に関する中国としての基本原則を決めた。現在の地球環境問題の主な原因は過去二百年間に先進諸国が工業化を追求した結果だとし、先進諸国の責任を厳しく問う姿勢を明確にしている。同時に、天然資源の保護・開発・利用をどうするかはそれぞれの国の「資源主権」の問題と位置づけ、環境問題に関する「内政干渉」を拒否する立場を明らかにした。

▩朝日　今年は多いぞスギ花粉！（三〇日）

スギ花粉の季節が近づいてきた。今年は昨年以上に多くの花粉が飛ぶと予想されている。国民の一〇％を占めるといわれる花粉症の患者にはつらい日が続きそうだ。九州では昨年初めて、全域をカバーする花粉飛散状況の調査・速報態勢が動き始めた。この情報は，まだ治療法が確立しない花粉症の予防には欠かせない。医師たちは昨年の反省を踏まえながら、二年目への取り組みを進めている。（中略）

花粉情報の提供は東京都や京都府などでも試みられているが、地域的な広がりがあるのは九州だけ。医師たちは全国的な予報活動の手掛かりを探るためにも、九州の速報態勢を三年間は続けてみる考えが。

▩日経　熱帯林保全　財団設立し国際技術支援　林野庁人材を育成・紹介（三一日）

熱帯林の急速な減少が地球環境保全の観点から世界的な問題となっているが、熱帯林保全のための技術的な支援母体となる財団法人が三月末にも発足することになった。この財団は、林野庁の支援で設立されるもので、林業分野での国際協力を担える人材の育成や熱帯林の造成技術の開発などにあたり、海外から協力要請があった場合は、財団が人材の紹介や技術的な支援をする。

2月

▩読売　深刻　県下（高知）の山村　8市町村一二八七戸で調査（四日）

若者層の人口流出、高齢化が進む中で、今後中山間部をどう活性化し、再生させるかを探るため県農林水産部が元年度から二年がかりで調査。（中略）

それによると、農林業生産の担い手は、大半が主婦を中心とした夫婦で、しかも戸主の平均年齢は六十歳代と高齢化している。大豊町の場合、主婦の八四％が農業に従事しているが、男性と同様に日稼ぎに出ているケースが多く、主婦が農業の中心で、戸主がこれを支えている状況となっている。中村市大川筋地区では、二百戸のうち百五十一戸に後取りがいるが、九十四人が地域外に住んでいた。

▩毎日　地球保全へ「環境税」（六日）

大蔵省、環境庁は五日、二十一世紀に向けた地球環境保全を目的に、汚染物質の大気中や水中への排出を抑制するため、環境税（排出税）を導入する方向で検討を始めた。経済協力開発機構（OECD）の論議を受け、税制の活用で環境保全を図ろうというもので、具体的には地球温暖化の原因といわれる二酸化炭素（CO_2）排出を抑制するためのCO_2排出税が当面の対象になる。大蔵省、環境庁は九二年度（平成四年度）の税制改正に盛り込むことを検討する。

国民森林会議第九回総会議案

今年、国民森林会議は結成一〇周年を迎えます。「森林の危機」を憂う同志が相い集い、これまで運動を進めてきました。この間「森林の危機」に警鐘を鳴らす世論は大きく盛り上がり、私達の運動も大きな役割を果たしたといえます。しかしその一方で、森林を支えて来た山村の疲弊はますます深化し、高齢化、後継者難は看過できないところまできました。この一〇年を振り返ってみて、今後ますます自然との共存を図りながら、森林と山村の活性化を求め、都市と山村の提携を強める活動を展開しなければなりません。以下、この一年の運動の経過と、今後の活動について提案します。

≪経過の報告≫

一、沖縄視察とシンポジウム

視察には会員一一人と一般参加者一〇人が参加。沖縄本島北部・石垣島・西表島を視察、那覇でシンポジウムを開催し、熱帯林の在り方に一石を投じました。参加者一〇〇人。

二、森林利用と自然保護（提言委員会）

第二年次は「森林レクリエーションと自然保護」のテーマで下記の日程で審議が行われ、別紙（2ページ）のような中間報告をまとめました。

四月二八日・五月一九日　岩崎輝雄日本健康開発財団常務理事からの話とビデオによる「自然療法と森林」についてヒヤリングを受けた。

六月三〇日　本間義人毎日新聞編集委員から「リゾート開発と自治体」についてのヒヤリングを受けた。

九月二九日　高木日本林業技術協会研究員から「森林空間の利用の歴史と今後」のヒヤリングを受けた。

一〇月二六日　林野庁（溝上欣也企画課課長補佐、吉田治業務第二課課長補佐、酒井清治山課課長補佐）から森林制度について話を聞いた。また、山下隆之佑さんから「森林の総合事業の現状と将来」のヒヤリングを受けた。

三、「公開講座・日本の川を考える」

部外者の聴講者を含め、計画通りの講座を開きました。

四月二一日　隅田川を歩く（島正之千葉工業大学助教授）七人

五月一九日　生態学からみた川（水口憲哉東京水産大学教授）一二人

六月一六日　法定水利権からみた川（小林三衛東京経済大学教授）

七月二一・二二日　足尾フォーラムと合同現地調査

九月一五日　農業土木と河川（志村博康東京大学教授）

一〇月二〇日　日本の河川行政ー利根川の例から（中尾忠彦建設省河川局水理調査官）一〇人

一一月一七日　砂防堰堤と森林（弘中義夫林野庁治山課長）一〇人

一月一九日　近世の河川改修・現代の河川改修（大熊孝新潟大学教授）一六人

二月一六日　四万十川とむら起こし（安岡宏高十和村村長）

四、定点調査

群馬県上野村と三重県海山町の定点調査は、プロジェクト委員を中心に調査が続いています。そのプロジェクト委員の所感について『国民と森林』に掲載し、問題を会員にも投げかけています。

五、共催の「八ケ岳自然と森の教室」

八回の催しに一〇九人が参加し、定着をし始めました。

五月二六・二七日　亜高山地帯の植物生態　一〇人参加

五月二六・二七日　山菜と森の生態　二二人参加（松沢評議員が講師の一人に）

七月一三～一五日　高山の植物と動物　一八人参加（松沢評議員が講師の一人に）

七月二七～二九日　森の営みと地球環境　一一人参加（柴田会員が講師の一人に）

八月一八・一九日　山の夜空と宇宙　一二人参加

八月二五・二六日　高層湿原と植物生態　四人参加

九月一・二日　山の地形、地質　一七人参加

特別企画として地元を対象に「北八ツの自然を学ぶ」（松沢評議員・柴田会員が講師陣の一人に）を開催しました。

六、提携の「森林フォーラム」

①森林フォーラム

五月一三日　八王子フォーラム　一三〇人が参加（秋山講師が講話）

七月二一・二二日　足尾・日光フォーラム　三一人が参加（講師には杉本幹事・木原・畦倉会員）

八月二四～二五日　上野村フォーラム　四〇人（講師には内山幹事・土田監事・三井会員）

一〇月六・七日　玉原フォーラム　三一人（講師には畦倉・杉本会員）

一月二六日　フォーラムの会総会　三二人（内山幹事・杉本幹事・本間評議員参加）

②森林フォーラム・サロン

また、毎月第二土曜日に『フォーラムサロン』を開き、フォーラム実行委員（会員が中心）を囲んで話し合いがつづいています。

七、会報『国民と森林』

No.33　七月一日発行

No.34　一〇月一日発行

No.35　一月一日発行

No.36　四月一日発行

会員の協力を得て定期発行を守っていますが、こんご一層の発展のためには、内容を充実させるための企画が必要となっています。

八、会計決算報告（30ページ掲載）

九、会員の現況

通常会員現在数　一三八人（脱会二人＝死亡、入会〇人）

講読会員現在数　七〇人（脱会〇人、入会四人）

≪当面の活動方針≫

結成一〇周年を記念した行事を柱にして活動を展開していきます。その全体の行事のテーマは『山村の復権』におき、山村問題の追求と提言をしていきます。

一、森林利用と自然保護提言委員会

第三年次にあたる一九九一年は、「山村問題と自然保護」をテーマに論議し、来年三月には中間報告をまとめ、自然保護全体の提言に仕上げます。

二、定点調査

群馬県上野村・三重県海山町で継続します。なお山村問題で共通の問題提起のできる手法についてプロジェクトで検討を重ねます。

三、公開講座

①日本の川を考える会：来年前半は講師を招いてヒヤリングによる「考える会」を行い、その後まとめのための議論を行います。できれば出版社による刊行をすすめます。（予定は資料①）

②山村を考える：山村問題を考える公開講座をもち、シンポジウムなどの開催も計画します。公開講座は総会後担当幹事を決め、九月以降具体化できるようにします。

四、一〇周年記念行事

①提言集の発行：来年四月をめどに、これま

での国民森林会議の提言を一冊にまとめたものを発行します。

②シンポジウム：提言委員会や定点調査、公開講座の成果を結集したシンポジウムを一九九二年春に開く準備を進めます。

③会員からの記念行事のアイデアなど募集し、広くアピールできる行事とします。

五、会報『国民と森林』

季刊で発行していきますが、一〇周年記念で増ページも考えて企画の充実を図ります。

六、共催提携の行事

①森林フォーラム　フォーラム実行委員会の計画に協賛しすすめます。（資料②）

②八ケ岳自然教育林　現地の計画と共催してすすめます。（資料③）

〈資料①〉

一九九一年度の「川」プロジェクト案

四月二〇日　「河川と水源林」
島　嘉寿雄（元東京都水源林所長）
（会場：大日本山林会会議室）

五月一四日　「東京の水利用と水源地域」
（群馬県）
（会場：大日本山林会会議室）

六月一五日　「琵琶湖、淀川と水源の森」
（講師未定）
（会場：大日本山林会会議室）

七月二〇日　「白神山地と赤石川」
工藤俊夫
（会場：文京区本郷　学士会分館）

八月　休み

一一月に　多摩川調査
水源から羽村まで

以降は報告書作成のため協議

〈資料②〉　森林フォーラムの行事

■森林フォーラム

〈四月二八日〉
高尾山の春を訪ねて（講師　秋山・本間）植樹・魚つかみ・桜探勝など。
日時は受入れ側と協議中。

〈七月二六～二八日〉
上野村フォーラム（講師　内山・土田・三井）
村人と語る・村の産業を訪ねて・下刈り・間伐体験など。

〈一〇月一二・一三日〉
天城越えと八丁池の秋を訪ねて（講師　杉本）
天城山の森林とブナ林を歩きます。湯が島温泉に一泊。

〈一一月一六・一七日〉
東京都民の森と水源林を訪ねて（講師　畦倉）
深秋の都民の森や東京都の水源林を歩きます。

■フォーラムサロン
お茶を飲みながら講師を囲んだ楽しい語らいの二時間を。
四月一三日＝猪爪範子さんを囲んで
六月八日＝木原啓吉さんを囲んで
（会場は大塚の「喫茶　森の広場」）
九月一四日＝講師未定
一一月九日＝富山和子さんを囲んで
一二月一四日＝森田稲子さんを囲んで
（会場は大塚の「喫茶　森の広場」）
九二年二月八日＝杉本一さんを囲んで
三月八日＝内山節さんを囲んで
□時間は午後二時から四時まで
□会場は原則として文京区本郷・学士会分館
☎03－3814－5541
地下鉄丸の内線『本郷三丁目』下車徒歩8分
東京大学構内

■山村と都市の交流
上野村子供たちを受入れて、都会の生活を体験させるものですが、計画が煮詰まれば、宿泊受入れや案内などのボランティアを募集。

〈資料③〉　一九九一年の学校スケジュール

期日	テーマ	場所
□五月二五・二六日	森の生態と山菜 原生林と二次林の植生、標高による移り変わりなど	編笠山一帯と青年小屋 （〇五五一）三六一三五一
□六月初旬	春の花と山菜 美濃戸付近の山と谷で植物に山の春を見る	美濃戸一帯と小松山荘 （〇二六六）五九一二四八
□六月二九・三〇日	亜高山帯の植物・鳥の生態 一日目・一ノ瀬堰堤付近 二日目・御柱山の自然林	美濃戸一帯と美濃戸高原ロッヂ （〇二六六）五四一二〇三
□七月六・七日	八ヶ岳の地質・地層と植生 南北の八ヶ岳を比較しながら地質と高山植物の関係をみる	硫黄岳・夏沢峠付近と硫黄岳山荘 （〇二六六）五六一二六三
□八月一七・一八日	夏の星座と宇宙 高見石で星座の観測と宇宙の話	高見石一帯と高見石小屋 （〇二六六）五三一三六〇
□八月二四・二五日	森の手入れとキャンプの仕方 営林署の人たちをまじえて森の管理やキャンプについて	黒百合平・中山峠と黒百合ヒュッテ （〇二六六）五三一三六三
□八月三一・九月一日	八ヶ岳の地質と岩石 北横岳付近を歩きながら八ヶ岳の悠久の歴史を学ぶ	北横岳一帯と横岳ヒュッテ （〇二六六）五三一八〇〇七
□一〇月一九・二〇日	降雪・湧水と原生林の役目 高山の池と水の流れと森の関係を探る	白駒池一帯と青苔荘 （〇二六七）八八一二〇八二
□一二月七・八日	厳冬期の山の生活 雪深い山の中で人間も動物も植物もどう暮らしているか	坪庭・雨池峠付近と縞枯山荘 （〇二六六）六七一五一〇〇
□九二年四月三〜五日	雪の中の森 雪の下の植物と雪上の楽しみ	麦草峠一帯と麦草ヒュッテ （〇二三六）六七一二九九〇

◎参加費＝一泊二日は一二、〇〇〇円、二泊三日は一八、〇〇〇円（交通費別）
◎申込金　三、〇〇〇円（保険のため生年月日、血液型をお知らせ下さい）
◎各講座についての問い合わせ、申し込みはそれぞれの山小屋（各小屋の左の電話番号）
◎講師は昨年度の方々を中心に解説、講義の予定

以上

第九回総会次第

一、開会のあいさつ
二、司会者選任・あいさつ
三、会長あいさつ
四、出席者自己紹介
五、議案の討議
　(1) 経過と方針の提案
　(2) 森林利用と自然保護（中間報告）
　(3) 決算報告と予算案の提案
　(4) 会計監査報告
　(5) 討論
六、役員選出
　(1) 選考委員会報告
　(2) 選任
七、新旧役員あいさつ
八、その他
九、司会者あいさつ
十、閉会のことば

1990年度　決算書

（1990年１月１日～1990年12月31日）

（単位：円）

収支部	項目	予算額	決算額	備考
収入の部	会費	650,000	220,000	
	購読会費	4,200,000	4,124,950	沖縄シンポ賛助金 1,000,000円 定点調査委託費 200,000円 教育森林 〃 100,000円 総会レセプション会費 48,000円 預金利息その他 53,575円
	賛助会費	0	0	
	その他	100,000	1,401,575	
	繰越金	2,047,404	2,047,404	
	計	6,897,404	7,793,929	
支出の部	会報発行費	2,100,000	2,036,795	
	資料出版費	100,000	0	
	物品費	50,000	24,144	封筒外
	通信交通費	400,000	432,972	
	人件費	280,000	197,480	
	事務所費	120,000	120,000	
	印刷費	100,000	0	
	総会費	350,000	332,440	
	評議員会費	200,000	0	
	幹事会費	250,000	227,531	
	調査活動・対策費	2,500,000	2,781,584	
	予備費	547,404	189,050	緑の団体協議会 50,000円 テープリライト 139,050円
	計	6,897,404	6,341,996	

差引き次期繰越し　1,451,933

内訳：銀行預金　1,422,678　振替貯金　21,810　現金　7,445

◎予算細分（調査活動・対策費）

細分	予算額	決算額
提言プロジェクト	550,000	605,794
定点調査プロジェクト （上野村） （海山町）	550,000 (350,000) (200,000)	200,000 (100,000) (100,000)
川を考える公開講座	400,000	380,401
八ケ岳教育森林プロジェクト	200,000	146,520
沖縄シンポジュウム	700,000	1,448,869
予備費	100,000	0
計	2,500,000	2,781,584

1991年度　予　算　（案）

（1991年１月１日～1991年12月31日）

（単位：円）

収支別	項目	予算	備考
収入の部	会費	675,000	135人
	購読会費	4,200,000	
	賛助会費	0	預金利子等　100,000円 10周年記念行事など寄付 900,000円
	その他	1,000,000	
	繰越し	1,451,933	
	計	7,326,933	
支出の部	会報発行費	2,000,000	
	資料出版費	100,000	しおり発行
	物品費	50,000	
	通信交通費	400,000	
	人件費	200,000	
	事務所費	120,000	
	印刷費	50,000	
	総会費	350,000	
	評議員会費	200,000	
	幹事会費	250,000	
	調査活動・対策費	1,950,000	
	10周年記念行事積立金	1,400,000	
	予備費	256,933	
	計	7,326,933	

◎予算細分（調査活動・対策費）

細分	予算	摘要
提言プロジェクト	550,000	
定点調査プロジェクト （上野村） （海山町）	400,000 (200,000) (200,000)	
川を考える公開講座	400,000	
山村を考える公開講座	400,000	
八ケ岳教育森林	150,000	
予備費	50,000	
計	1,950,000	

国民森林会議規約改正案

改正案	現行
第四条（会員） 特別会員 五、会の発展に貢献した会員を、幹事会の推薦で終身の特別会員とすることができる。	一項に追加 五項を追加
第六条（会費） 四、特別会員は会費は免除する。	一項に追加
第九条（評議員および評議員会） 評議員は二〇名とし、隔年の総会で選出する。	第九条（評議員および評議員会） 評議員は一〇名とし、隔年の総会で選出する。

〈第九回総会の御案内〉

▽第九回総会を次の日程で開きますので御参加下さい。（購読会員も御希望の方はどうぞお出かけ下さい。その場合は事前に御一報を）

▽総会議案はこの会報に掲載しましたので、出席される方は御持参下さい。

月　日　一九九一年三月二三日（土曜日）

場　所　学士会分館（東京大学横）東京都文京区本郷七－三－一

□なお、総会終了後、立食パーティー（会費＝三〇〇〇円）も予定しています。

☎03－3814－5541

地下鉄丸の内線『本郷三丁目』下車徒歩8分

東京大学構内

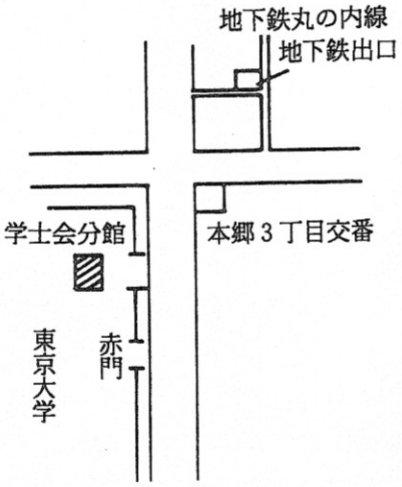

会員の出した本

熊野草紙　会員の宇江敏勝さんが「山びとの歳時記」と帯に書かれた本を出版されました（草思社 ¥1800）。

「戦後における経済の高度成長は、幾百千年営まれてきた山村生活をいともたやすく叩きつぶした。……だが郷土にたいする人間の心のつながりは、政治や経済の強大な力をもってしても容易には断ち切れぬことを、この遷宮祭が証明している……。歴史の舞台がもう一つまわったとき、ここに集落を再生させる精神のよりどころとなる…」という思いが、一一三編の随想に込められています。

「古道の四季」「木の国」「紀州備長炭」「鳥獣虫魚」「山村文化圏」「民俗抄」「うみやまの神」の七章に分かれ、それぞれ古い時代から今に至る、熊野の自然と生活を語る作品で構成されています。

作者は「植える杉と桧のほかは、すべて雑木でかたづける。これでは個性も名前も異なる樹木たちに申しわけない」という視点から自然を見ています。そして、過疎を嘆く「山の人々の目が、つねに川しもの方角ばかり見つめている」ことを憂います。そこから山村再生の心を求める筆者は、自然と山びとの誇りを掘出して見せてくれている本ともいえます。

人・社会・地球　半谷高久・秋山紀子共著、副題―私たちのシステム論から未来の構図を探る、化学同人出版、一九八九年初版、一九九一年二版。

私たち両人とも会員ということで、厚かましくて恐縮ですが、本の宣伝をさせていただきます。私たちはいろいろな目的を秘めてこの本を書いたのですが、第一は自然や人間社会も含めた地球の歴史をある一つの原理、すなわちシステム発展の原理から解釈しようとすることです。現在地球環境の破壊が大問題になっていますが、私たちはそれを資本主義社会あるいは社会主義社会を問わず、経済優先の生産指向型社会の発展における歴史の必然的な一こまとして解釈しました。また基本的人権の尊重の意義や全体主義社会の否定の論理も展開しました。第二の目的は上記の解釈を基礎に、地球の破壊を克服する戦略の展望を求め、学問、科学、技術、社会制度全般に亘る根本的な再検討が不可欠であることを主張しました。

それから私たちには非常に嬉しいことですので一言つけ加えますと、本書は日刊工業新聞が毎年数冊授与する技術科学関係図書の優秀賞の一冊（一九九〇年度）に選ばれました。

会員の消息

八千草薫さん　「数多くのドラマに出演、日常性に裏付られた真摯な演技でドラマ番組を向上させた」と第42回放送文化賞を受賞。3月22日贈呈式。

岩崎輝雄さん　2月の毎週木曜日NHK教育TV「さわやかくらぶ」で『温泉で健康づくり』を構成。自身も3回出演。日本経済新聞2月16日付では夫妻の〝教育論〟が紹介されました。

会員紹介

多様な会員を〝自己紹介〟する欄です。生いたち、著作、モットー、好きな本、メッセージなどお寄せ下さい。（五〇音順、一部未着の方は到着しだい掲載します）

竹内静子

労働社会学専攻。

主著『一九三〇年代の構造』（一九七五年、田畑書店）、『一九六〇年代』（八一年、同）、『パリ・ベルヴィルの日々』（八四年、日本経済評論社）、『現代社会と労働存在』（八七年、同）、ほか。共著『森林社会学宣言』（八九年、有斐閣）、など。

京城（現ソウル）に生まれる（一九三五年）、早大政経学部卒（六〇年）、毎日新聞社（六〇―八〇年）。

友永剛太郎

大阪、東京大学大学院卒、理学博士。

元野村総合研究所主任研究員、現東海大学文学部教授。

主たる著作「いま種子とはなにか」講談社刊、「植物資源産業」読売新聞社刊。

好きな作家、山岡荘八著「徳川家康」、ライアルワトソン著「生命潮流」。

ここ五～六年はバッブル経済の時代であったが、これからは森林経済の時代となろう。

萩野敏雄

大正九年一〇月、高知県安芸町（現在、安芸市）に生まれる。

台湾（台北帝大農林専門部林学科）をへて、北海道帝大農学部林学科卒（昭和二〇年九月）。

高知営林局、林野庁(財)林政総合調査研究所をへて、昭和五六年より（社）大日本山林会勤務。

主な著書は「北洋材経済史論」、「南洋材経済史論」、「朝鮮・満州・台湾林業発達史論」、「日本近代林政の基礎構造」、「日本近代林政の発達過程」。好きな作家は、一〇歳代は横光利一（短編物）でした。さいきん読んだ本は、川村湊著『異郷の昭和文学―「満州」と近代日本―』（岩波新書）。

一昨年、学校卒業後四七年ぶりに台湾を訪ずれ、中央山脈を横断したが、やはり山は良い。

半谷高久

三年前入会の新前会員ですが、もう古稀を迎えてしまいました。今はフリーランサーで、価値論を弄んだり、自然科学と社会科学を総合するんだなど誇大妄想にとりつかれて毎日を楽しんでいます。本会の会員として申し訳ありませんが、森林のことは経験が無く、環境庁で屋久島の杉の保全に関係したくらいです。今後はもっと勉強したく、どうぞ宜しく。

東京都立大学名誉教授、元自然環境保全審議会委員。専門は社会地球化学。

東山魁夷

明治四一年横浜に生れる。昭和六年東京美術学校卒業。昭和八年～十年美術研究のためドイツに留学。昭和二二年「残照」で特選。昭和三一年日本芸術院会員に選ばれる。昭和四三年新宮殿壁画を揮毫。昭和四四年文化勲章を受く。昭和四六年～五六年唐招提寺障壁画の制作に没頭する。

主な著作「風景との対話」「唐招提寺への道」など。風景画一筋に描き続けて今日に至る。

自然を大切にすることで人間は救われるとの思いが強い。

船越昭治

一九二六年岩手県生れ。京都大学農学部農林経済学科卒。森林資源総合対策協議会、岩手大学農学部教授、農学部長を経て、一九九〇年岩手大学長。

著書として「日本林業発展史」、「地方林政と林業財政」、「日本の林業・林政」など、現場を歩いても、山村民の想いを直接聞きだすことが大変難しくなりました。せいぜい役場とか森林組合どまりで……。

編集後記

◇…のっけから固い話で申し訳ありませんが、いま国会で「森林法改正」と「国有林野事業改善特別措置法改正」が審議されています。昨年末の林政審議会の答申を受けてのことです。森林法の改正は、民有林と国有林を一体のものとした森林計画の樹立とか、不在村地主など施業放棄の森林を〝代執行〟で手入れができる制度など盛り込んだものですし、もう一つは国有林の再建対策を図ろうという法律です。

◇…この法律をみて感じたことは、先日の評議員会で黒澤丈夫上野村長（評議員）のいわれたことです。「造林などの補助より、後継者対策に金を投じよ。このままでは山村はつぶれる」。悲痛とも思えるこうした声に政府の施策は応えているのでしょうか。一九九二年度から森林整備（造林や林道）に初めて長期投資計画（五カ年）がつきます。しかし、事態はそうした対策を追い越していっているように思えてしかたがありません。

森林の未来を憂えて

――国民森林会議設立趣意書――

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見すごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇する中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同とご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

1991年春季号

第36号

■発　行　1991年4月1日

■発行責任者　隅谷三喜男

■発行所　国民森林会議

東京都港区赤坂1-9-13

TEL 03(3583)2 3 5 7

振替口座 東京2-70096

■定　価　1,000円（〒共）

（年額 3,000円）